

第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画



2024年3月

静岡県

はじめに



競輪や競艇、オートレースなどの公営競技やぱちんこ等は、健全な娯楽として多くの人に親しまれています。

一方で、それらにのめり込み制御が効かなくなる「ギャンブル等依存症」になってしまうことで、御本人やその御家族の日常生活や社会生活に大きな支障が生じるだけではなく、多重債務を要因とする自殺や犯罪など重大な社会問題につながる場合があります。

このため、本県では、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、依存症対策を総合的に推進する「静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及、相談支援の充実や社会復帰の支援など、切れ目のない支援体制の整備に取り組んでまいりました。

計画の策定から3年が経過し、これまでの課題や、医療機関、自助グループなど関係機関の皆様からの御意見等を踏まえ、このたび「第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定いたしました。

本計画は、これまでの取組に加え、県民のこころの健康づくりや、ギャンブル等依存症と共通する点があるゲーム障害・ネット依存への対策、複数の依存症を併発しているクロスアディクションに関する理解促進などを含め総合的に推進することとしております。

また、公営競技におけるインターネット投票の利用増加や、オンラインカジノの違法利用などの現状を踏まえた普及啓発にも取り組んでまいります。

本計画に基づき、国、市町、関係事業者、医療機関、民間団体等との連携を図りながらギャンブル等依存症対策を推進し、誰もが健康で安心して暮らすことのできる「富国有徳の美しい“ふじのくに”づくり」を進めてまいりますので、県民の皆様のお理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、多大な御尽力を頂きました静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見を頂きました県民の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

2024年3月

静岡県知事 川勝 平太

目次

I 計画策定の趣旨等	- 1 -
1 計画策定の趣旨	- 1 -
2 計画の位置づけ、期間	- 2 -
3 計画の基本理念及び基本的な考え方	- 2 -
4 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）、ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務	- 3 -
5 ギャンブル等依存症を含む依存症の特徴等	- 4 -
II 本県のギャンブル等をめぐる状況	- 9 -
1 ギャンブル等の状況	- 9 -
2 ギャンブル等依存症問題の状況	- 14 -
3 ギャンブル等依存症に関連する諸問題	- 18 -
4 近年の状況変化に対する現状認識	- 21 -
III 第1期計画の評価・課題の抽出	- 22 -
IV 計画の考え方	- 24 -
1 重点目標	- 24 -
2 施策の方向性	- 26 -
V 計画の体系図	- 28 -
VI 基本的施策・主な取組	- 29 -
1 発症予防	- 29 -
（1）正しい知識の普及啓発	- 29 -
（2）教育の振興等	- 30 -
（3）不適切なギャンブル等への誘引防止	- 31 -
（4）こころの健康づくり	- 32 -
（5）ゲーム障害・ネット依存に対する啓発	- 34 -
2 進行予防	- 36 -
（1）相談支援の充実	- 36 -
（2）医療の充実等	- 37 -
3 回復支援・再発予防	- 38 -
（1）社会復帰の支援	- 38 -
（2）民間団体の活動に対する支援	- 39 -
4 ギャンブル等依存症に関連する諸問題への対応	- 40 -

(1) 多重債務問題への取組	- 40 -
(2) 違法なギャンブル等の取締り等の強化	- 40 -
(3) クロスアディクションに関する理解促進	- 41 -
5 基盤整備	- 42 -
(1) 依存症対策の体制整備	- 42 -
(2) 人材の確保	- 42 -
(3) 調査研究の活用	- 43 -
VII 推進体制等	- 44 -
1 関連施策との有機的な連携	- 44 -
2 推進体制	- 44 -
3 進行管理	- 44 -
4 活動指標	- 45 -
【参考資料】	
1 相談先一覧	- 48 -
2 医療機関・自助グループの活動紹介	- 53 -
3 ギャンブル等依存症を克服した当事者や家族の声	- 56 -
4 ギャンブル依存症簡易スクリーニングテスト (SOGS)	- 60 -
5 インターネットゲーム障害テスト (IGDT-10)	- 61 -
6 令和5年度県政インターネットモニターアンケート	- 62 -
7 第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画策定経過	- 73 -
8 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会設置要綱	- 74 -
9 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会委員	- 75 -
10 ギャンブル等依存症対策基本法 (平成30年法律第74号)	- 76 -
11 ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議	- 84 -

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

- 私たちの生活の中において、多くの人が競馬などの公営競技やばちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、それらにのめり込み、ギャンブル等依存症と呼ばれる状態に陥ることにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障が生じるだけでなく、多重債務を要因とする犯罪など重大な社会問題につながる場合があります。
- また、ギャンブル等依存症は、早期発見・早期介入により適切な治療や支援を受けることで回復が十分可能である一方、本人や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、治療及び支援に関する情報を入手しにくい等の理由により、ギャンブル等依存症である者やその家族が必要な治療及び支援を受けられていない現状があります。
- このため、国において、2018年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）が施行され、2019年4月に、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。
- 本県においては、国の基本計画を踏まえ、2021年3月に、2021年度から2023年度までの3年間の計画期間とする「静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下「第1期県計画」という。）を策定し、地域の実情に応じたギャンブル等依存症対策を推進してきました。
- その後、国において、2022年3月に、ギャンブル等依存症に関する状況の変化や実態調査、これまでの対策の効果に関する評価を踏まえ、基本計画が変更されました。
- 本県も同様に計画策定から3年が経過したことから、変更された国の基本計画や、県内におけるギャンブル等依存症に関する取組により明らかとなった課題等を踏まえつつ、「第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下、「第2期県計画」という）を策定することとしました。
- 本計画では、国、市町、関係事業者、医療機関、民間団体等と連携し、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策や多重債務問題等に対する取組を行うとともに、ギャンブル等依存症である者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援を充実させることにより、誰もが健康で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ、期間

(1) 計画の位置づけ

基本法第13条の規定による都道府県計画として策定します。

(2) 計画の期間

第2期県計画の期間は、2024年度から2026年度までの3年間とします。

3 計画の基本理念及び基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

本計画においては、ギャンブル等依存症対策を推進するため、以下の基本理念を定めます。

- ・ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策を適切に実施するとともに、ギャンブル等依存症である者又はその疑いがある者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援することで、誰もが健康で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。
- ・ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図ります。
- ・医療提供体制の整備や相談支援において相互活用を図るなど、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図ります。

(2) 基本的な考え方

第2期県計画では、以下の基本的な考え方に基づき、ギャンブル等依存症対策を進めていきます。

① PDCA サイクルによる計画的な不断の取組の推進

第2期県計画に定める基本的施策については、適時にその進捗状況を把握し、その対策の効果の評価や国が行う実態調査の結果等を踏まえて、必要な計画の見直しを不断に行います。

② 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、医療機関、行政機関、民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的に取組を進めていくことが重要です。

このため、第2期県計画においては、これらの連携協力体制の整備を図るために必要な施策を実施します。

③ 重層的かつ段階的な取組の推進

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があり、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要です。

このため、第2期県計画においては、教育の振興、広報活動等を通じた知識の普及啓発、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に資する広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施、医療提供体制の整備、相談支援等の推進、社会復帰の支援など、関係機関との連携の下、様々なアプローチによる取組を推進していきます。

4 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）、ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務

基本法では、国、地方公共団体、関係事業者（ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者）、国民（県民）、ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者（医療、保健福祉、教育、法務、矯正、その他）の責務が定められています。

（1）国

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

（2）地方公共団体

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国と連携を図りつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

（3）関係事業者

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等に配慮するよう努める。

（4）国民（県民）

ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努める。

（5）ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努める。

5 ギャンブル等依存症を含む依存症の特徴等

(1) 依存症の特徴

依存症とは、アルコールや薬物等の特定の物質を摂取することや、ギャンブル等やゲーム・インターネット等の特定の行為に、過度にのめり込むことにより、「やめたくても、やめられない」状態（コントロール障害）になることです。

依存症の種類は、大きく分けて「物質依存」と「プロセス依存」の2種類があります。アルコールやニコチン、薬物など精神に依存する物質を摂取することは「物質依存」にあたり、ギャンブル等の、特定の行為や過程に必要な以上に熱中し、のめり込んでしまうことは「プロセス依存」にあたります。

脳には、快感や幸せを感じる機能があり、依存の形成過程に関連しています。

依存物質の摂取やギャンブル等の行為により、脳内で神経伝達物質(ドーパミン)が分泌され、脳内にドーパミンが放出されることで中枢神経が興奮して快感・多幸福感が得られます。この感覚が報酬と認識すると、その報酬を求める回路が脳内にできあがります。

しかし、その行為が繰り返されると、次第に報酬回路の機能が低下し、快感や多幸福感を感じにくくなります。そのため、以前と同等の快感を得ようとして依存物質の使用量が増えたり、その行動がエスカレートしていきます。また、脳の思考や創造性を担う部位(前頭前野)の機能が低下し、自分の意思でコントロールすることが困難となります。特に、子どもは前頭前野が十分に発達していないため、ゲームやインターネットに過度にのめり込むと、将来的にギャンブル等依存症につながる危険性があります。

適切な治療をしないと量や頻度が増えていく「進行性の病気」であり、依存対象となる物質や行為を中断したとしても、依存症になる前の状態に戻すことは非常に難しいと言われています。

また、飲酒やギャンブルなどの行為を繰り返すことで、家族、仕事、将来設計等社会生活を営む上で優先しなければならない様々な活動を選択することができなくなります。

依存症は「孤独の病気」であると言われており、学校や職場、家庭内でなじめないといった孤独感や、周囲のプレッシャー、自分に自信が持てなくなるなどの不安や焦りから、ギャンブルやアルコール、薬物などに頼るようになり、依存症に移行する場合があります。

また、「否認の病気」とも言われており、自ら問題を認めないため、本人が病気と認識することは困難です。一方、家族はアルコールによる暴力やギャンブルによる借金の尻ぬぐいなどに翻弄され、本人以上に疲弊する場合があります。家族会への参加など、悩みを分かち合い、共有できる場を持つことが重要です。

依存症は適切な支援や治療を受けることで回復可能な病気であることから、医療機関や自助グループ等との継続的なつながりを持つことが重要です。

(参考:厚生労働省「ギャンブル依存症の理解と相談支援の視点」資料から抜粋)
【依存に関する脳の神経系への影響】
・ 理性の脳と呼ばれる前頭前野の働き(ブレーキの役割)が悪くなる
・ 刺激に対して脳が過剰に反応する
・ 報酬に対する反応が低下する(報酬欠乏状態)
・ 例えば、ギャンブルの場合、多少の額の勝ちでは満足できなくなり、負けても大きな問題として捉えなくなる
○行動ではなく物質や嗜癖でドーパミンを得るようになると、耐性と離脱を繰り返すうちに脳が制御不能となる＝【依存症】
※ドーパミン…運動調節、ホルモン調節、快の感情、意欲、学習に関わる神経伝達物質

【依存の特徴】
○コントロール障害
・ 「今日は止めよう」と思ってもやってしまう
・ 適当なところで切り上げることができない、意思の力ではどうしようもない
○進行性の病気
・ 放置すればどんどん進行する
○価値観の逆転
・ 家族、仕事、将来設計等、生活の全てに優先してのめり込む
○問題の否認
・ 借金、家庭内の問題などの現実を見ない。事態の過小評価、現実や事実を認めずに攻撃的になる 等
○家族を巻き込む
・ 家族が悩み、依存症者に注意する一方、借金の肩代わりを行う等の目の前の問題解決に奔走し、心神面・金銭面で疲弊していく

(2) 依存症対策に関する国の動向

○ギャンブル等依存症

時期	内容
2018年10月	「ギャンブル等依存症対策基本法」施行 *医療提供体制の整備、相談支援等、民間団体活動支援等を規定
2019年4月	「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」
2022年3月	「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の変更 *インターネット投票におけるアクセス制限の強化等を追加

○アルコール依存症

時期	内容
2014年6月	「アルコール健康障害対策基本法」施行 *医療の充実、相談支援等を規定
2016年5月	「アルコール健康障害対策推進基本計画」閣議決定 *相談拠点、専門医療機関の整備、民間団体活動支援等
2021年3月	第2期「アルコール健康障害対策推進基本計画」閣議決定 *飲酒ガイドライン・早期介入ガイドラインの作成等

○薬物依存症

時期	内容
2016年6月	「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」施行 *施設内処遇に加え、社会内において更生を促す社会内処遇を実施
2016年12月	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 *保健医療サービス及び福祉サービスの提供等を規定
2017年12月	「再犯防止推進計画」閣議決定 *治療・支援機関の整備、民間団体活動支援等
2018年8月	「第五次薬物乱用防止五か年戦略」決定 *適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

※厚生労働省資料に基づき県が作成

(3) ギャンブル依存症の定義

ア 法的定義

基本法においては、ギャンブル等依存症を「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこに係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活または社会生活に支障が生じている状態」とされています。

○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本理念（第3条）

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

○都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（第13条第1項）

都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。

○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本的施策（第14条～第23条）

① 教育の振興等	⑥ 民間団体の活動に対する支援
② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施	⑦ 連携協力体制の整備
③ 医療提供体制の整備	⑧ 人材の確保等
④ 相談支援等	⑨ 調査研究の推進等
⑤ 社会復帰の支援	⑩ 実態調査

イ 医学的定義

国内の医療機関等で汎用されている精神科診断基準には ICD^{*1} 及び DSM^{*2} があり、ギャンブル等依存症はこれらの基準に基づき診断されます。

ICD-11 及び DSM-5 の基準では、ギャンブル等依存症は、「ギャンブル障害 (Gambling Disorder)」として位置づけられています。

ウ 本計画における法的定義と医学的定義の関係

本計画では、医学的定義における「病的賭博」、「ギャンブル障害」の状態にある者も含め、ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にある者を法的定義におけるギャンブル等依存症である者とします。

※¹ ICD

世界保健機関（WHO）が身体・精神疾患に関する世界共通の分類確立を目指して作成した「国際疾病分類」のこと。「病的賭博（F63.0）」は、ICD-10での分類で、「持続的に繰り返される賭博であり、貧困になる、家族関係が損なわれる、個人的生活が崩壊するなどの、不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する」と定義されている。また、2022年に発効のICD-11では、「物質使用又は嗜癖行動による障害」として「ギャンブル障害」が新たに分類されている。

※² DSM

アメリカ精神医学会が作成した精神疾患の診断基準である「精神疾患の分類と診断の手引き」のこと。「ギャンブル障害」は、DSM-5での分類で、「興奮を得たいがために、賭け金の額を増やして賭博をする要求」や「賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくることが多い」等、臨床的に意味のある機能障害または苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行動を示す場合が該当する。

～ギャンブル依存症の具体的な症状～

独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センターHP〈ギャンブル依存〉から引用

- ・どのように掛け金を手に入れようかと考えたりするなど、いつもギャンブルのことを考えている。
- ・同じ興奮をえるために、掛け金の額を増やしてギャンブルをする。
- ・ギャンブルをすることを制限しよう、やめようと試みたが、うまくいかなかったことがある。
- ・ギャンブルをやめると、いらいらする、落ち着かなくなる。
- ・ある問題から逃れるため、あるいは、無力感、罪悪感、不安、抑うつ気分から逃れるために、ギャンブルをすることが多い。
- ・ギャンブルで失ったお金を取り戻すために、別の日にギャンブルをすることがある。
- ・ギャンブルへののめり込みを隠すために、家族や周囲の人に嘘をつく。
- ・ギャンブルによって、大切な人間関係、仕事、教育や働く機会を危険にさらしたり、失ってしまったことがある。
- ・掛け金を手に入れるために、盗みや詐欺行為をはたらいたことがある。
- ・金銭的な問題からのがれるために、他人にお金を出してくれるように頼んだことがある。

Ⅱ 本県のギャンブル等をめぐる状況

1 ギャンブル等の状況

(1) 県内のギャンブル等施設の状況

県内にある公営競技場及び遊技場は以下のとおりです。

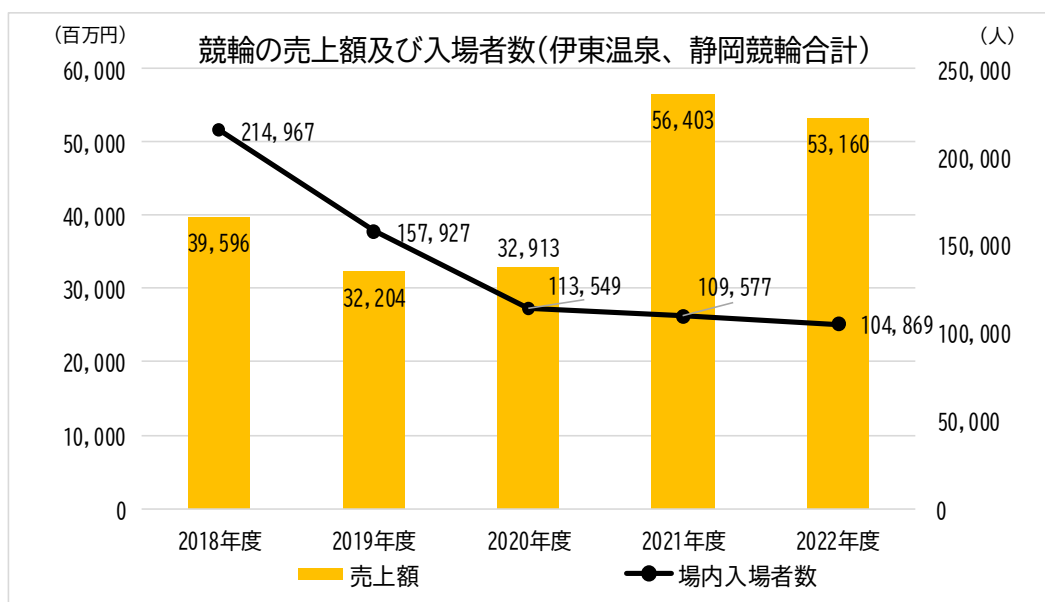
競技	競技場名	競技施行者
競輪	静岡競輪場	静岡市
	伊東温泉競輪場	伊東市
モーターボート競走	ボートレース浜名湖	浜名湖競艇企業団
オートレース	浜松オートレース場	浜松市

ぱちんこ等遊技場店舗	231店舗
------------	-------

※2022年12月31日現在

(2) 競輪の状況

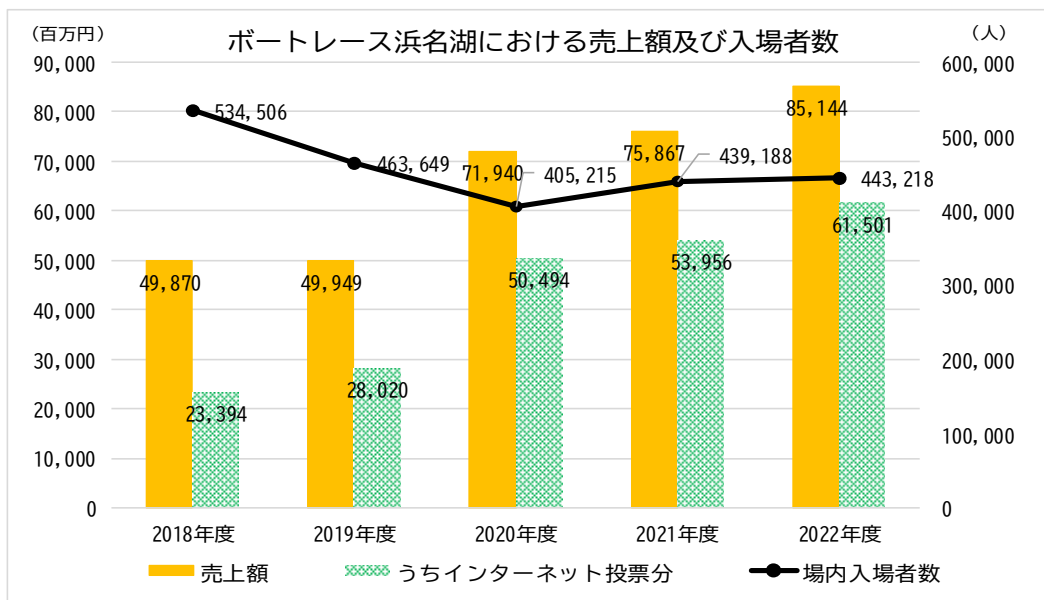
静岡競輪場及び伊東競輪場の場内入場者数は減少していますが、売上額は、全国的な傾向と同様に、インターネット投票等の利用増に伴い増加傾向にあります。



(3) モーターボート競走の状況

ボートレース浜名湖の場内入場者数は2020年度まで減少していましたが、2021年度からは横ばいで推移しています。

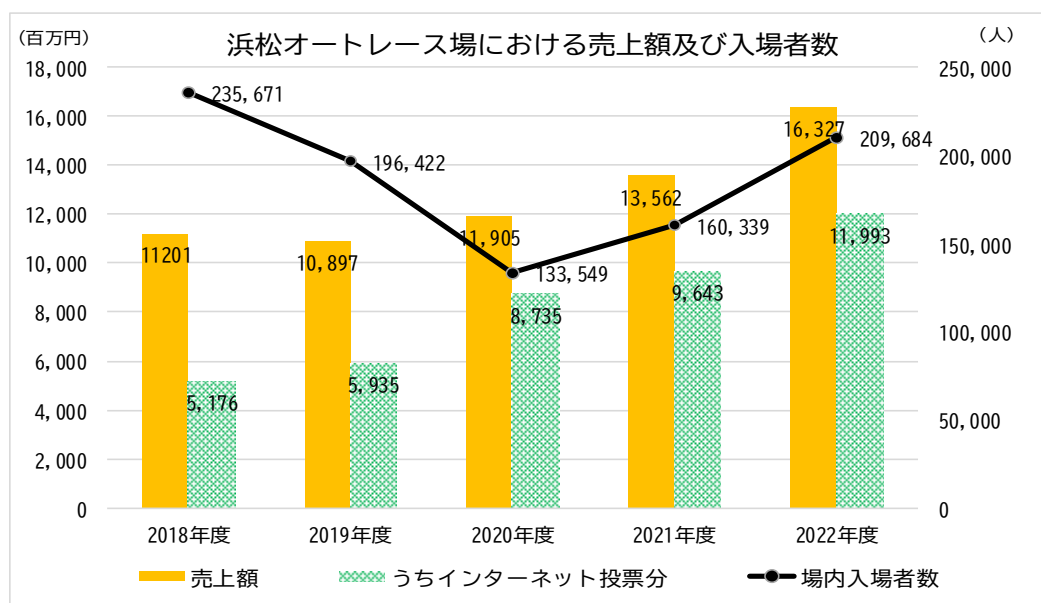
売上額は、2020年度以降、インターネット投票の利用増に伴い売上額は増加傾向にあります。



(4) オートレースの状況

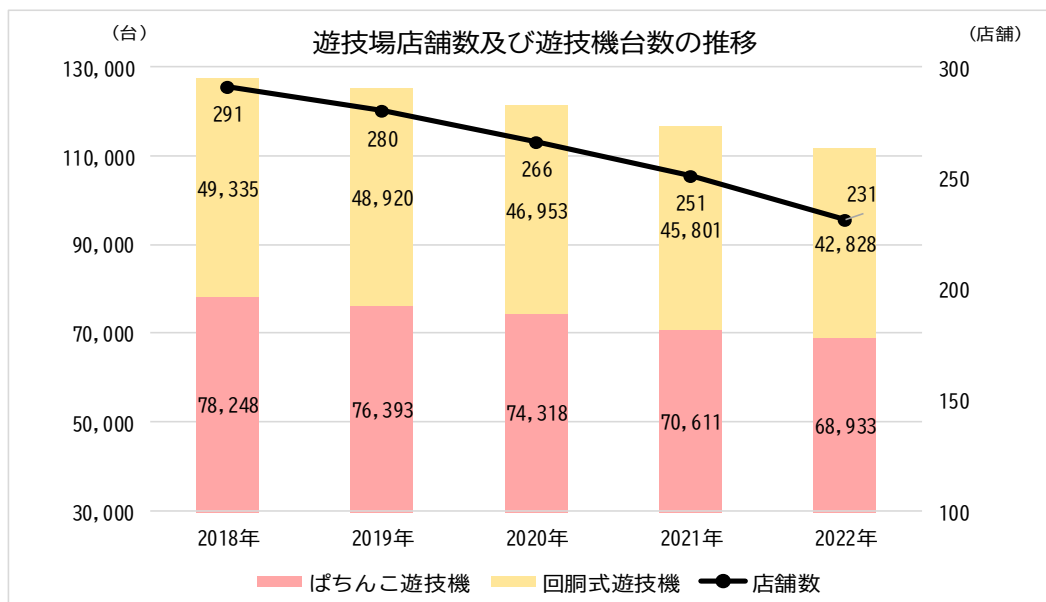
浜松オートレース場の場内入場者数は2020年度まで減少していましたが、2021年度からは増加傾向にあります。

売上額は、2020年度以降、インターネット投票の利用増に伴い増加傾向にあります。



(5) 遊技場の状況（遊技場店舗数、遊技機台数）

県内の遊技場の店舗数及び遊技機台数は減少傾向にあり、2022年の店舗数は231店舗、遊技機台数は111,761台（ぱちんこ遊技機：68,933台、回胴式遊技機：42,828台）となっています。



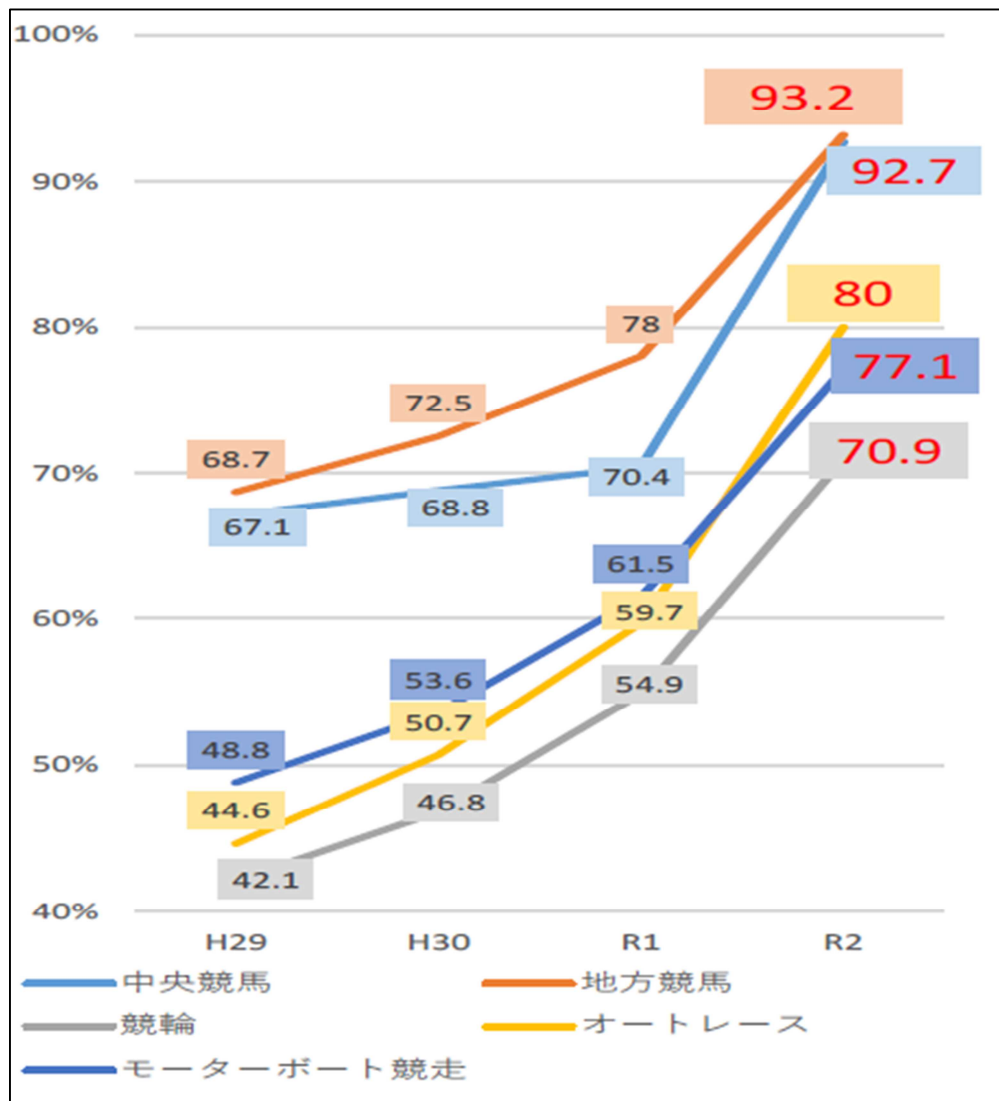
※（各年12月31日時点）

出典：全日本遊技業協同組合連合会 HP

(6) 公営競技におけるインターネット投票の利用について

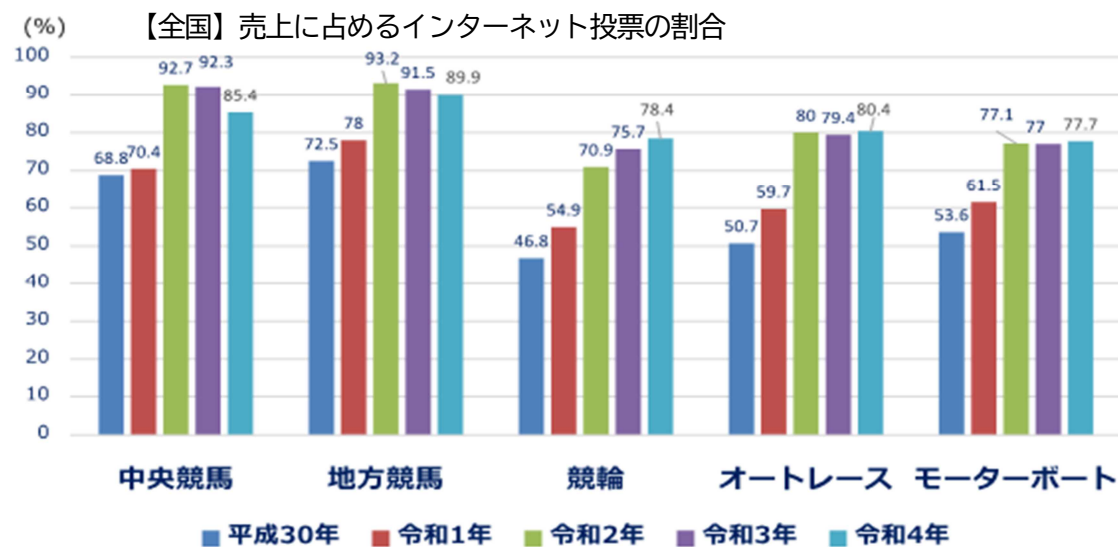
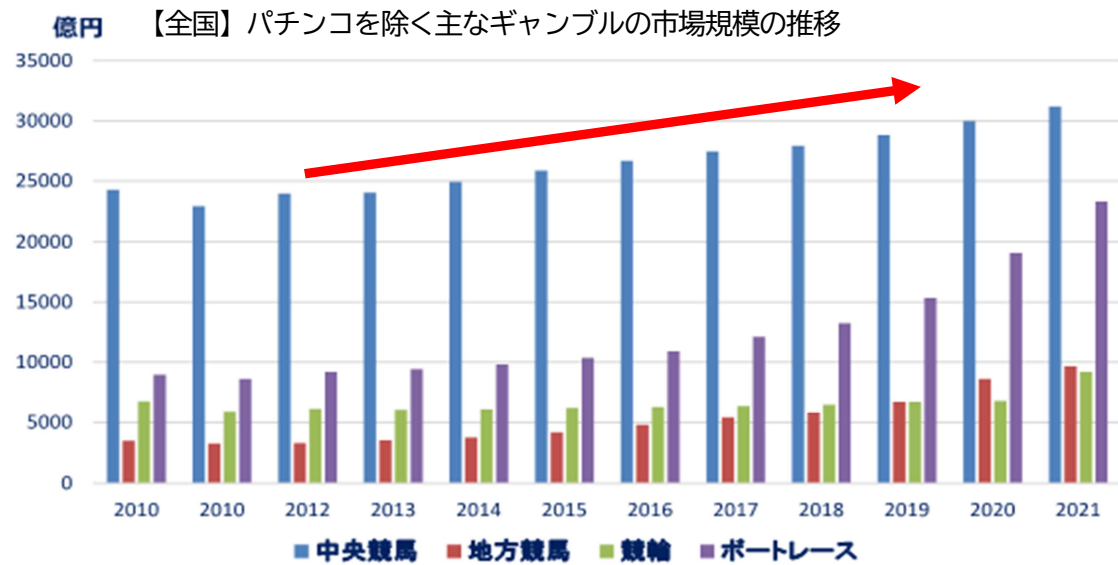
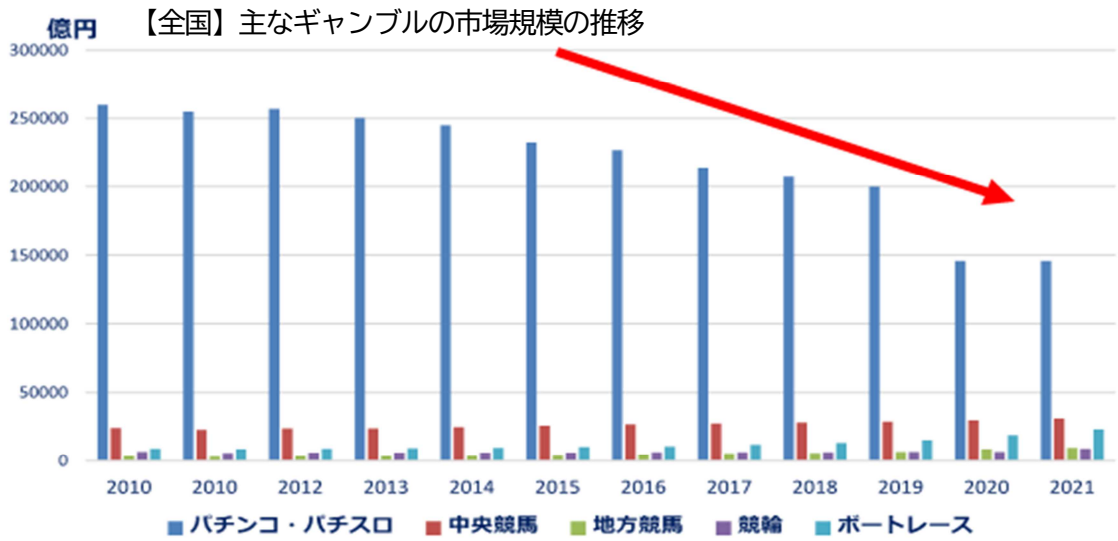
各公営競技において、全国の売上に占めるインターネット投票の割合は、2017年度から比較すると増加傾向にあり、特に2020年度から大幅に増加しています。

【全国における公営競技上の売上に占めるインターネット投票割合の推移】



出典：内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局説明会資料

【参考】内閣官房 ギャンブル等依存症対策説明会(2023年9月)資料から抜粋



2 ギャンブル等依存症問題の状況

(1) ギャンブル等依存症の状況

ア 全国調査（ギャンブル依存症が疑われる者の状況）

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが2020年に実施した「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」のうち、「調査Aギャンブル等依存および関連する問題についての全国住民調査」によると、「過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者（SOGS 5点以上）の割合は2.2%と推計しており、これを静岡県成人人口（令和2年国勢調査）で換算すると、およそ6万8千人となります。

【ギャンブル等依存および関連する問題についての全国住民調査】（2020年度）

研究実施主体	独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	
調査方法	自記アンケート調査（回答は郵送・インターネットのいずれか）	
対象者の選択方法	全国から無作為に抽出された満18～74歳までの一般市民	
調査対象者数	17,955人	
有効回答者数	8,223人（有効回答率45.8%）男性：3,955人 女性：4,268人	
過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者（SOGS*得点5点以上）	【推計値】 男性3.7% 女性0.7% 合計2.2%	【静岡県推計】 6.8万人

※SOGS（The South Oaks Gambling Screen）は、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテストである。12項目（20点満点）の質問中、回答から算出した点数が5点以上の場合に「依存症の疑いあり」とされる。

【過去1年間で最もお金を使ったギャンブルの種類】

ギャンブルの種類	男性	女性	合計
パチンコ	45人（34.6%）	15人（60.0%）	60人（38.7%）
パチスロ	46人（35.4%）	4人（16.0%）	50人（32.3%）
競馬	16人（12.3%）	1人（4.0%）	17人（11.0%）
宝くじ（ロト・ナンバーズ含む）	7人（5.4%）	4人（16.0%）	11人（7.1%）
その他※	16人（12.3%）	1人（4.0%）	17人（11.0%）
全体	130人（100%）	25人（100%）	155人（100%）

※その他は、競輪、競艇、オートレース、サッカーくじ、証券の信用取引、先物取引市場への投資、FX、公営ギャンブルを除くインターネットを使ったギャンブル、海外のカジノなど。

出典：松下幸生，新田千枝，遠山朋海；令和2年度 依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」，2021年

イ 本県の状況

本県における依存症別の医療機関数や患者数は下表のとおりになります。

ギャンブル等依存症により、本県の精神科病院に入院した患者数は15人、医療機関を受診した外来患者数は61人となっています。

外来患者数は、上記の全国調査におけるギャンブル等依存症が疑われる者の推計人数と比較して少ないことから、医療機関につながっていない方が多いことが考えられます。

	項目	アルコール		薬物		ギャンブル等	
		実数	人口十万人当たり	実数	人口十万人当たり	実数	人口十万人当たり
静岡県	入院診療している精神病床を持つ病院数	35	0.97	20	0.56	5	0.14
	外来診療している医療機関数	127	3.53	59	1.64	10	0.28
	精神病床での入院患者数	589人	16.36人	86人	2.39人	15人	0.42人
	外来患者数	1,759人	48.85人	268人	7.44人	61人	1.69人
全国	入院診療している精神病床を持つ病院数	1,495	1.2	789	0.64	126	0.1
	外来診療している医療機関数	5,560	4.48	2,557	2.06	528	0.43
	精神病床での入院患者数	27,510人	22.17人	2,924人	2.36人	364人	0.29人
	外来患者数	101,614人	81.88人	13,451人	10.84人	3,590人	2.89人

※2020年度NDB（ナショナルデータベース）

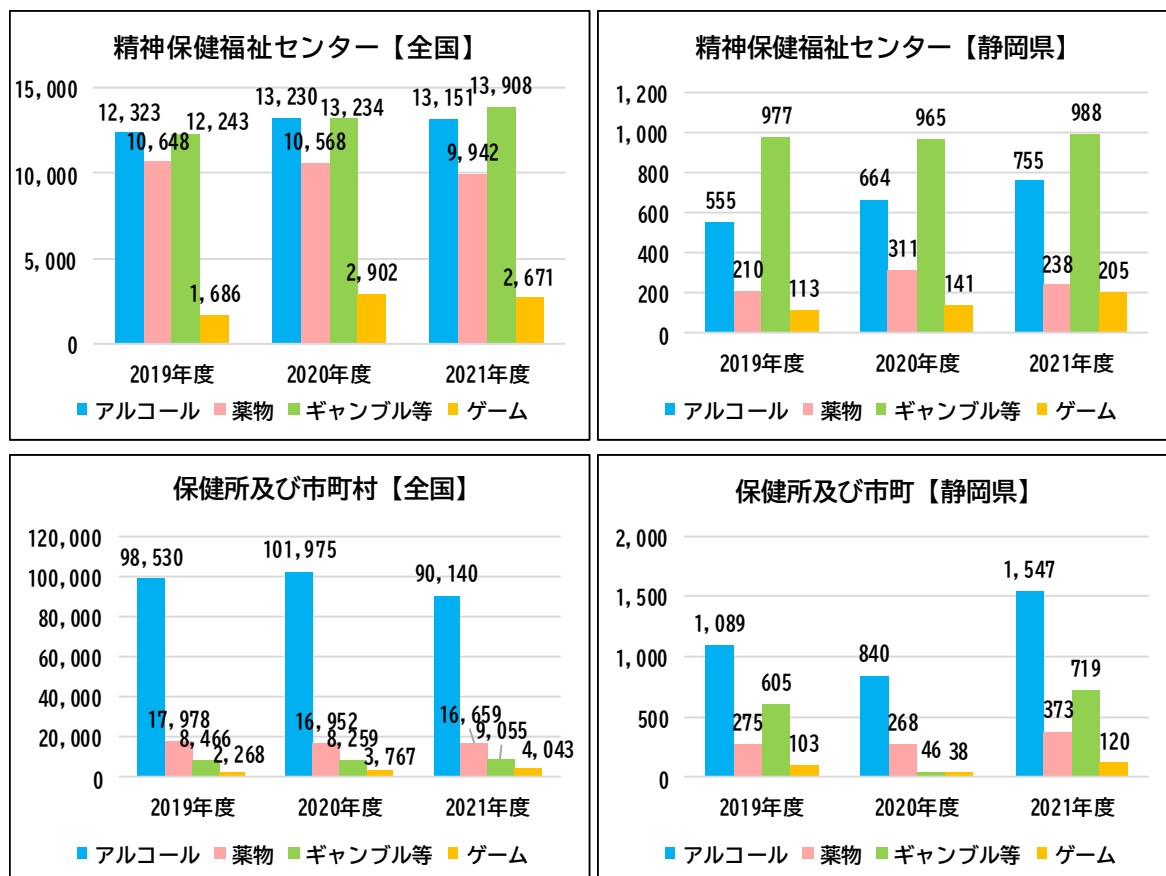
(2) 依存症に関する相談状況等

ア 依存症に関する相談状況

静岡県において、ギャンブル等に関する相談については、精神保健福祉センターや保健所が中心となり行ってきました。

年度別の依存症問題に関する相談件数は次のとおりとなっています。

<2019～2021年度>



※県、静岡市及び浜松市の精神保健福祉センター及び保健所、市町の相談件数
 出典：衛生行政報告例及び地域保健・健康増進事業報告を基に県が作成
 相談件数は来所＋訪問＋電話＋メールによる延べ件数

イ 依存症に関する相談支援体制

ギャンブル等依存症に係る依存症治療拠点機関^{※1}、依存症専門医療機関^{※2}、依存症相談拠点^{※3}については、次のとおりです。

(2024年3月時点)

	依存症治療拠点機関	依存症専門医療機関	依存症相談拠点
静岡県	聖明病院（富士市） 服部病院（磐田市）	聖明病院（富士市） 服部病院（磐田市）	静岡県精神保健福祉センター
静岡市			静岡市こころの健康センター
浜松市			浜松市精神保健福祉センター

- ※1 依存症専門医療機関の活動実績のとりまとめや依存症に関する取組の情報発信、医療機関を対象とした依存症に関する研修の実施など、県内における依存症専門医療機関の連携拠点となる医療機関
- ※2 アルコール健康障害や薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する専門的治療を行っている医療機関（いずれか1つの依存症でも選定可能）
- ※3 アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する相談業務を行う拠点

3 ギャンブル等依存症に関連する諸問題

ギャンブル等にのめり込み、自分自身をコントロールできなくなると、多重債務や貧困といった経済的問題に加えて、家庭内の不和などの家庭問題、虐待、自殺などの社会的問題が生じるおそれがあることから、早期の段階から適切な治療や支援につなげることが重要です。

(1) 多重債務に関する相談の状況（県民生活センター消費生活相談件数）

ギャンブル等にのめり込むことで、より多くの賭け金と必要な生活費を確保するために借金を重ねてしまうおそれがあります。

2022年度に県と市町の消費生活相談窓口に寄せられた消費生活相談の件数は26,109件で、昨年度より2,797件（12.0%）増加しました。

区分/年別	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
県内消費生活相談件数	28,176件	25,870件	26,479件	23,312件	26,109件
うち消費者金融関係	162件	118件	113件	122件	144件

出典：県民生活課調べ

(2) 生活困窮者自立支援制度における相談受付状況

本県の生活困窮に関する新規相談件数は以下のとおりです。

区分/年別	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
生活困窮相談新規受付件数	6,311件	6,151件	7,153件	22,967件	15,425件

出典：地域福祉課調べ

(3) 自殺の状況

ギャンブル等依存症による借金苦と自殺の関連が指摘されています。

静岡県内における自殺者数は、2010年の854人をピークに年々減少傾向にあります。2022年の自殺者数は605人と、前年と比較して66人増加し、6年ぶりに600人を上回りました。

静岡県・全国における自殺者数の推移

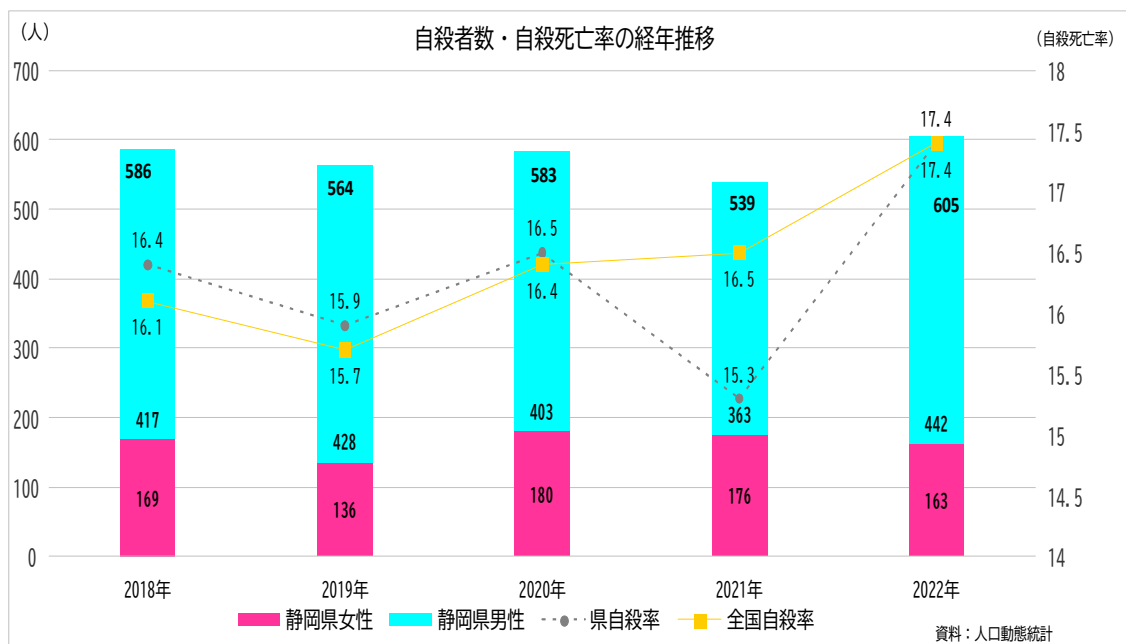
自殺者数		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
静岡県	総数	586人	564人	583人	539人	605人
	男性	417人	428人	403人	363人	442人
	女性	169人	136人	180人	176人	163人
全国	総数	20,031人	19,425人	20,243人	20,291人	21,252人
	男性	13,851人	13,668人	13,588人	13,508人	14,362人
	女性	6,180人	5,757人	6,655人	6,783人	6,890人

静岡県・全国における自殺死亡率（人口10万人当たり）の推移

自殺死亡率	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
静岡県	16.4人	15.9人	16.5人	15.4人	17.4人
全国	16.1人	15.7人	16.4人	16.5人	17.4人

出典：厚生労働省「人口動態統計」

自殺者数・自殺死亡率の経年推移



(4) DV（ドメスティックバイオレンス）・児童虐待に関する相談の状況

ギャンブルにのめり込むことで自身の感情をコントロールすることができず、配偶者への暴力や子ども等への虐待につながる場合があります。

静岡県における直近5年間におけるDVや児童虐待に関する相談件数は、依然として多い状況にあります。

DVに関する相談件数

DV相談件数	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
静岡県	3,896件	3,962件	4,234件	4,166件	4,277件
全国	114,481件	119,276件	129,491件	122,478件	122,010件

出典：静岡県こども未来局こども家庭課調べ、内閣府男女共同参画局資料

静岡県：女性相談員設置機関(女性相談センター、健康福祉センター、市福祉事務所)における相談及びあざれあ女性・男性相談件数の合計

全国：配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

児童虐待に関する相談件数

児童虐待相談件数	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
静岡県	2,911件	3,461件	3,930件	3,717件	3,708件
全国	159,838件	193,780件	205,044件	207,660件	—

出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

静岡県：県内児童相談所（中央・賀茂・東部・富士・西部・静岡市・浜松市）における相談対応件数

全国：全国の児童相談所における相談対応件数

(5) クロスアディクション（多重嗜癖）

クロスアディクション（多重嗜癖）とは、アルコールや薬物等の物質依存だけでなく、ギャンブル等や浪費といったプロセスへの依存や、共依存といった人間関係への依存など、2種類以上の依存症を併発している状態であり、同時に複数の依存症を併発する場合もあれば、1つの依存症の回復過程で別の依存症に移行する場合があります。

ギャンブル等依存症は、アルコールや薬物に関する問題も抱えている方が多いと言われていることから、クロスアディクションの問題も踏まえた上で、早期に適切な治療や支援を受けられるよう、専門医療機関、自助グループ等の関係機関・団体との連携が必要です。

4 近年の状況変化に対する現状認識

コロナ禍による社会環境等の変化により、オンラインカジノの違法利用や公営競技におけるインターネット投票の利用者が大幅に増加し、ギャンブル等依存症の発症リスクは以前より高まっていると考えられます。

これらを踏まえ、ギャンブル等依存症に関する相談窓口や自助グループの取組、公営競技等におけるインターネット投票における購入限度額の設定、アクセス制限の制度のほか、日本国内でのオンラインカジノの利用は賭博罪になること等について、「正しい理解と知識の普及啓発」に取り組むことが重要です。

また、2019年5月にWHO（世界保健機関）において、「ゲーム障害」が国際疾病分類（ICD-11）に加えられました。

ICD-11では、「ゲーム障害」は、「ギャンブル障害」と同様の「嗜癖行動による障害」に分類され、ゲームの頻度や時間のコントロールができなくなる（やめたくてもやめられない状態）ことなどから、睡眠不足や眼精疲労、昼夜逆転、ひきこもり等の心身の健康問題が生じるだけでなく、ゲーム内でアイテム課金（ガチャ）を行い借金を抱えることで家族等周囲の人間関係にも問題が生じるおそれがあり、特に、アイテム課金（ガチャ）はギャンブル性が高く、将来的にギャンブル等依存症を発症する危険性があります。

スマートフォンの普及等に伴い、「ゲーム障害」に関する相談は本県でも増加傾向にあり、特に10歳代の若年層に多く見られることから、ギャンブル等依存症対策と合わせ、教育委員会との連携を図りながら対策を行う必要があります。

【参考】

「ガチャ」の危険性！？

スマートフォンや携帯電話などを使ったオンラインゲームには、ゲームを有利に進めるために1回数百円程度のくじを引いて、ゲーム内で用いるアイテムを得ることができる「ガチャ」と呼ばれるシステムがあるものがあります。「ガチャ」は、ギャンブル等と同じように射幸性(偶然に得られる成功や利益を当てにすること)が強く、ガチャからギャンブル等へつながる危険性もあります。

子供が、ゲームからギャンブル等に誘導されないように、注意する必要があります。

出典：文部科学省 「ギャンブル等依存症」などを予防するために

Ⅲ 第1期計画の評価・課題の抽出

第1期計画は、2021年度から2023年度までの3年間を計画期間として2020年3月に策定しました。

計画では、2つの「重点目標」を掲げ、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策を適切に実施するとともに、ギャンブル等依存症である者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう施策を推進してきましたので、これらの取組状況及び課題の抽出を以下のとおり行いました。

【重点目標1】

ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防

【取組状況】

ギャンブル等依存症を含む依存症全般の知識に関するリーフレットの配布を行うとともに、県民向け依存症フォーラムを開催しました。

学校においては、ギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する指導参考資料や学習指導要領を活用し、生徒に適切な指導を行えるような教員の養成に努めました。

公営競技・ぱちんこ営業者においては、それぞれ定められている広告や宣伝に関するガイドライン等に基づき、著しく射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を実施するとともに、本人又はその家族の申告があった場合、競技場及び遊技場への入場を制限できる体制の整備や、20歳未満の者(ぱちんこ:18歳未満の者)が利用しないよう、ポスターの掲示や場内アナウンス、警備員による巡回・声かけ等を実施しました。

また、ぱちんこ営業所における遊技機は、2022年1月末までに出玉規制の強化等を内容とする改正規則に適合したものに入れ替える必要がありましたが、2022年8月までに全店舗への立ち入りを行い、全ての遊技機が新規規則機に入れ替わっていることが確認できました。

【課題】

2023年に実施した県政インターネットモニターアンケートによると、ギャンブル依存症等について相談できる場所について、「身の回りに知っている場所はない」と回答の方がおよそ9割を占め、ギャンブル等依存症対策について行政に取り組んでほしいこととして、「依存症に関する正しい知識や理解の普及啓発」と回答した方が多く、県民に対する普及啓発が浸透していないことから、SNS等を活用し、行政機関のほか、事業者や自助グループ等の取組を周知していく必要があります。

【重点目標2】

ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目ない支援体制の整備

【取組状況】

精神保健福祉センターや保健所、自助グループ等により、ギャンブル等依存症である者やその家族からの相談に対応するとともに、相談支援者の資質向上を目的に、精神保健福祉センターにおいて依存症に関する専門的知識や支援技術を学ぶ研修を実施しました。

ギャンブル等依存症の治療に対応できる医療機関の充実を図るため、県内の依存症治療拠点機関と連携し、医療機関従事者向けの依存症医療研修を開催しました。

ギャンブル等依存症である者の円滑な社会復帰を促進するため、精神保健福祉センターにおいて、自助グループ等との連携により、依存症からの回復を目指すリカバリーミーティングを開催するとともに、依存症治療拠点機関においても、精神科病院を受診後又は退院後の患者に対し、自助グループ等と連携したミーティングを実施しました。

県民生活センターや県内各市町の消費生活センターにおいて、多重債務相談を含む消費生活相談を実施し、相談内容に応じて、ギャンブル等依存症に関する相談窓口の紹介等を行いました。

公営競技事業者やぱちんこ営業者においては、関係職員向けに依存症に関する知識を習得する研修の実施や、依存症問題について適切な案内ができる人材の育成を目的とした「安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習会」の開催により、官民と連携した依存症対策の基盤整備に取り組みました。

【課題】

研修を受講した相談支援者について、その後の活動状況や課題を確認し、依存症支援従事者の知識や支援技術をより底上げできるよう研修内容の充実を図る必要があります。

ギャンブル依存症の治療に対応できる医療機関は、他の依存症と比較すると不足していることから、今後も依存症治療拠点機関と連携し、ギャンブル等依存症に対応できる医療従事者を養成していく必要があります。

ギャンブル等依存症の回復には、家族の依存症に対する理解や支えの下、自助グループ等とのつながりの中で、自身の悩みを共有していくことが重要であるため、自助グループ等民間団体への活動内容の周知や支援を実施する必要があります。

IV 計画の考え方

1 重点目標

本県におけるギャンブル等依存症をめぐる状況やギャンブル等依存に関する近年の状況変化及び第1期計画の取組の評価等を踏まえ、引き続き以下の2点を重点的に取り組むべき目標とします。

重点目標1 学齢期の段階からギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防

○重点目標設定の考え方

- ① ギャンブル等依存症は、本人が病気である認識を持ちにくいこと、誰もがなり得る可能性があること、適切な医療や支援により回復が可能であることなど、正しい知識が県民に十分に理解されていない状況です。このため、ギャンブル等による問題が生じて、依存症が原因であると本人や家族が気づきにくく、周囲の理解も得にくいこと等から、適切な医療や相談窓口につながりにくいという課題があります。
- ② ギャンブル等依存症である者のギャンブル等の開始年齢は、20歳以下が多いこと、近年、スマートフォン等により自宅で手軽にインターネット投票できる環境になったこと、オンラインカジノ等の関心の高まりからギャンブル等依存症の発症リスクが高まっているため、それにのめり込むプロセスや依存症に関する知識の普及について、大学生、新社会人等の青少年や若い世代への働きかけを行う必要があります。
- ③ 学校教育においては、2022年度に入学する生徒から、改訂された高等学校学習指導要領の保健体育科の授業でギャンブル等を含む精神疾患が取り上げられるようになったことから、要領に基づいた適切な指導を行うため、研修の受講や指導に関する資料の整備等により教職員の養成に努めていく必要があります。また、近年、WHOで正式に精神疾患として認められた「ゲーム障害」に関する相談が増加傾向にあり、ゲームをやめたくてもやめられない状況(コントロール障害)にあることや、スマートフォンの普及に伴い、ゲーム内のアイテム課金(ガチャ)による金銭問題等は、ギャンブル等依存症と共通している点があるため、学齢期の段階から「ゲーム障害・ネット依存」に関する普及啓発を行う必要があります。

- ④ 関係事業者においては、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した広告・宣伝、本人又はその家族からの申告に基づくインターネット投票におけるアクセス制限等、ギャンブル等依存の発症予防に関する取組が重要です。

**重点目標2 ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援
に至る切れ目のない支援体制の整備**

○重点目標設定の考え方

- ① ギャンブル等依存症の進行予防、回復支援(再発予防)には、早期発見・早期介入が重要であるため、関係機関において、ギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援体制を整備する必要があります。
- ② ギャンブル等依存症である者が、適切な医療を受けることができるよう、依存症専門医療機関の選定や医療従事者の養成、依存症専門医療機関と一般医療機関等との連携の強化を図る必要があります。
- ③ ギャンブル等依存症である者の円滑な社会復帰のため、自助グループ等と連携して支援するとともに、社会復帰に携わる支援者の理解を深める必要があります。
- ④ ギャンブル等依存症である者は、多重債務問題を抱えている場合が多いことから、多重債務相談窓口から適切な専門機関につなぐ体制を構築する必要があります。
- ⑤ ギャンブル等依存症である者や、アルコールや薬物などの他の依存症を併発しているクロスアディクションの問題に対する様々な取組について、より効果的に実施するためには、関係機関による包括的な連携協力体制を構築するとともに、関係事業者における体制を整備する必要があります。

2 施策の方向性

(1) 発症予防

○学齢期からの正しい知識の普及・教育及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等の行動を繰り返すうちに脳機能が変化することで、その頻度や掛け金が増大し、自分の意思でギャンブル等に対するコントロールができない状態に陥ってしまう精神疾患であり、誰もがなり得る病気です。

このため、早期に適切な支援につながることで回復が可能であることを啓発する必要があります。

また、近年、小中高生を中心にゲーム障害・ネット依存に関する相談が増加傾向にあり、ゲーム内課金による経済問題等はギャンブル依存症と共通する点があります。このため、依存症はコントロール障害であることや、心身に与える健康問題等について、学齢期の段階から教育委員会等と連携して正しい知識の普及を行います。

また、不適切なギャンブル等への誘引を防止し、公営競技やばちんこ等を健全に楽しむことができる社会をつくるため、本人や家族の申告による利用制限等、関係事業者の取組を周知するとともに、日本国内でオンラインカジノに接続して賭博を行うことは法律で禁止されていることなど、近年関心が高まっている問題も踏まえた啓発を行います。

このほか、ギャンブル等やアルコール依存症に至る背景には、学校や職場、家庭など様々な場面で生じるストレスや、不安による孤独感が影響していると言われていることから、県民のメンタルヘルス対策を推進する必要があります。

(2) 進行予防

○誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる連携体制づくり

精神保健福祉センター、保健所及び消費生活センター等が中心となり、ギャンブル等依存症である者やその家族が安心して相談できるよう相談窓口を確保し、関係事業者、医療機関及び自助グループ等との連携により、適切な相談支援、社会復帰支援につなげる体制づくりを行います。

○医療の充実と連携の促進

地域においてギャンブル等依存症の専門的な治療ができる医療提供体制の整備を進めるとともに、依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関と一般医療機関等との連携を推進します。

(3) 回復支援・再発予防

○ギャンブル等依存症である者が円滑に回復、社会復帰するための支援体制づくり

ギャンブル等依存症である者の回復及び社会復帰が円滑に進むよう、社会復帰に携わる支援者や家族のギャンブル等依存症への理解を深めます。

また、ギャンブル等依存症からの回復には、自助グループ等の民間団体と継続的なつながりを持つことが重要であるため、ギャンブル等依存症である者やその家族に対し、自助グループ等の民間団体が果たす役割を周知するなどの支援を行います。

(4) ギャンブル等依存関連する諸問題等への取組

○ギャンブル等依存症に関連する諸問題に対応する機関との連携

ギャンブル等依存症が多重債務、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、多重債務問題における取組や違法なギャンブル等の取締りの強化により、ギャンブル等依存症問題への取組を推進します。

また、ギャンブル等依存症は、アルコールや薬物に関する問題も抱えている者が多いと言われていることから、クロスアディクションの問題も踏まえた上で、早期に適切な治療や支援を受けられるよう、専門医療機関、自助グループ等の関係機関・団体との連携を図ります。

(5) 基盤整備

○ギャンブル等依存症対策に向けた体制の整備、人材の確保、調査研究の活用

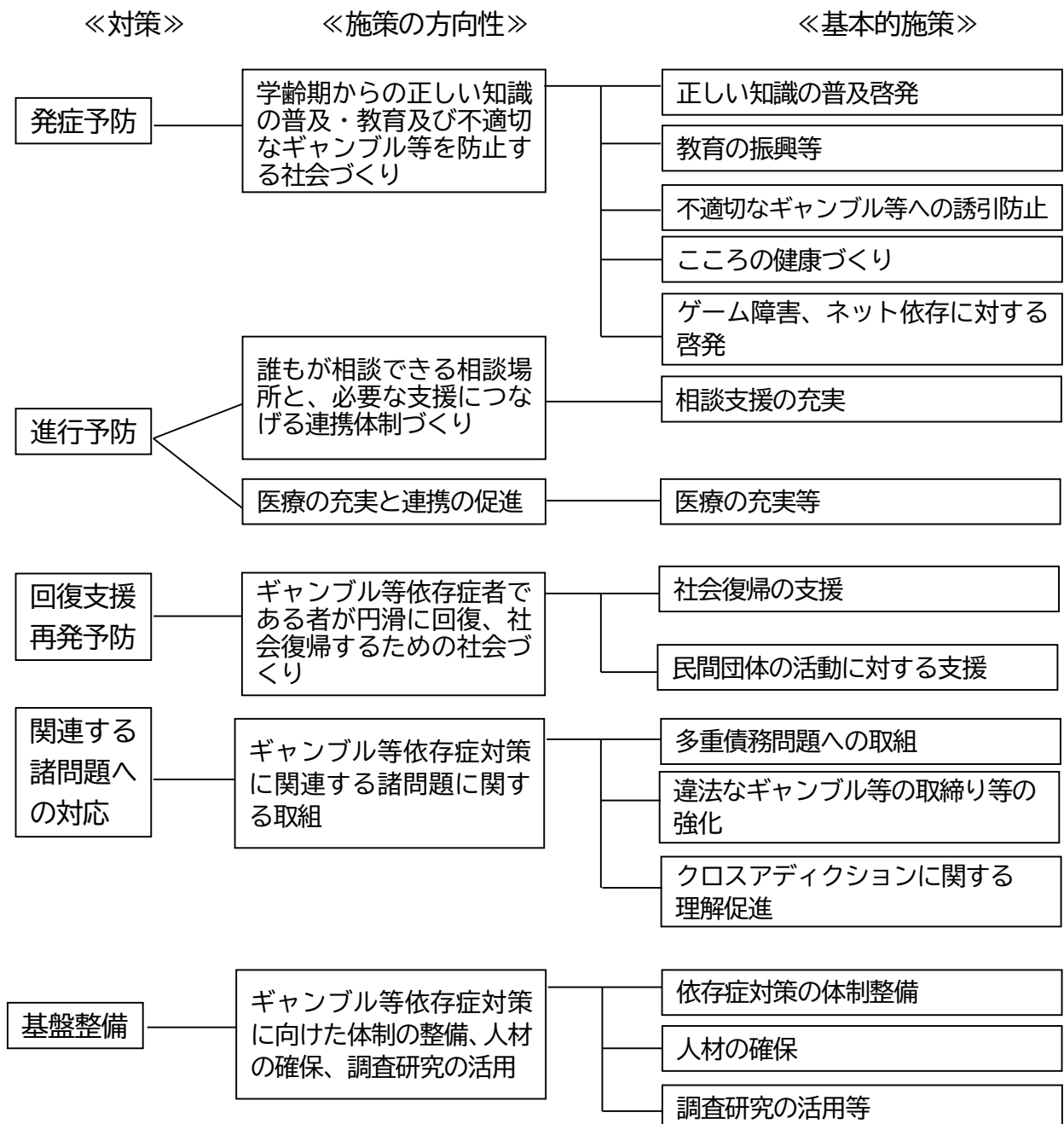
ギャンブル等依存症対策をより効果的に実施するため、包括的な連携協力体制の構築及び関係事業者における体制整備により、依存症対策の基盤整備を図ります。

また、専門的な知識を有する人材の確保及び養成を図るとともに、国の実態調査等を活用し、本県におけるギャンブル等依存症対策の充実を図ります。

V 計画の体系図

重点目標

- 1 学齢期の段階からギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防
- 2 ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備



VI 基本的施策・主な取組

1 発症予防

(1) 正しい知識の普及啓発

ギャンブル等依存症が病気であることが県民に十分に理解されておらず、適切な医療や相談窓口につながりにくい状況があります。

また、病気に気付かず、家族や周囲の人がギャンブル等による借金を肩代わりしてしまうことで、本人の立ち直りの機会を奪ってしまう場合があります。

このことから、社会全体におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識を積極的に普及啓発するため、以下の取組を実施します。

① 依存症の理解を深めるための普及啓発

- ・ ギャンブル等依存症を含む依存症全般の知識に関するリーフレット等を関係事業者及び保健所を始めとする相談窓口等に配布し、依存症の知識に関する普及啓発に継続的に取り組みます。(障害福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症問題啓発週間(毎年5月14日から同月20日まで)を通じて、県、市町、関係事業者等が連携し、ギャンブル等にのめり込むリスクや依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。(障害福祉課)
- ・ 広く県民を対象とした講演会等の実施、県ホームページやSNS等のメディアの活用による情報発信を通じ、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発に取り組みます。(障害福祉課)

② 関係事業者による普及啓発

- ・ 関係事業者は、公営競技場やぱちんこ営業所内において、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した注意喚起標語を記載したポスター等の掲示やリーフレット等の配布等、ギャンブル等依存症の発症予防につながる普及啓発に継続的に取り組みます。

③ 消費者向けの総合的な情報提供

- ・ 消費者庁が示している、ギャンブル等依存症に関する注意喚起・普及啓発リーフレット等を県内の消費生活センターに配架するとともに、その活用を働きかけるなど、県民への情報提供に取り組みます。 (県民生活課)
- ・ 県ホームページを始めとした、多様な広報媒体を活用し情報提供を行うことにより、県民に対する多重債務問題についての啓発や相談窓口の周知を図ります。 (県民生活課)

④ 青少年等に対する普及啓発の推進

- ・ 新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題啓発週間や子供・若者育成支援推進強調月間（毎年11月）等において、リーフレット等の配布や情報発信を通じ、知識の普及に取り組みます。 (社会教育課)

(2) 教育の振興等

2022年度から実施された新学習指導要領において、保健体育科の指導内容として、新たにギャンブル等依存症など依存症を含む精神疾患が取り上げられることとなったため、学校において指導する上で参考となる資料の活用などにより、教員等の理解を深めていきます。

① ギャンブル等依存症に関する教員の理解の促進

- ・ 学校においては、教員用指導参考資料「『ギャンブル等依存症』などを予防するために」を活用して、ギャンブル等依存症を含む精神疾患について指導に当たります。 (健康体育課)

② 保護者等への普及啓発の推進

- ・ 保護者会、PTA総会で学校に保護者が来校する機会等を捉えて、ギャンブル等にのめり込むリスク等について周知します。 (健康体育課)

(3) 不適切なギャンブル等への誘引防止

ギャンブル等への依存を防止するためには、関係事業者による広告・宣伝の在り方やアクセス制限など、依存を生じさせない環境づくりが重要となります。

射幸心をあおる内容の広告・宣伝を抑制するとともに、インターネット投票の利用増加を踏まえた本人・家族申告によるアクセス制限の強化、20歳未満の者等による投票券の購入や利用の禁止等により、不適切なギャンブル等への誘引を防止するため、以下の取組を実施します。

① ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝

- ・ 公営競技事業者は、メディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）に基づき、投票券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等、射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。
- ・ ぱちんこ営業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）に基づき、著しく射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。
- ・ 風営適正化法第16条に基づき、ぱちんこ営業者が、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝を行わないよう指導を行います。（生活保安課）

② 本人・家族申告によるアクセス制限の強化

- ・ 関係事業者において、ギャンブル等依存症発症のおそれがある者やその家族が利用をやめること等を望む場合に、その申告に基づいて行うアクセス制限に関する取組を引き続き行います。

③ 20歳未満の者等の利用の禁止等

- ・ 関係事業者は、公営競技場内及びぱちんこ営業所内において、場内アナウンス等による注意喚起、警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20歳未満の者による投票券の購入・利用の禁止、18歳未満の者による営業所内への立入及び遊技禁止の強化に取り組みます。

(4) こころの健康づくり

ギャンブル等依存症に至る背景には、学校や職場、家庭等様々な場面で感じるストレスや、不安による孤独感が関係していると言われていたことから、県民のメンタルヘルス対策を推進する必要があります。

孤独・孤立対策や自殺対策施策との連携により、県民のメンタルヘルス対策に取り組むことが、ギャンブル等依存症の発症予防につながると考えられるため、以下の取組を実施します。

① 職場における健康づくりの推進

- ・ こころのSOSのサインを発している従業員を早期に見出し、適切な支援を行うことができる「ゲートキーパー」を企業内に養成するため、人事労務担当者・衛生管理者等を対象に、職場におけるメンタルヘルスに対する理解をテーマとした研修会を実施します。(障害福祉課)
- ・ 従業員の健康づくりを推進するため、具体的な目標を宣言する「ふじのくに健康づくり推進事業所」の拡大、優良事業所の表彰、好事例の情報発信等を実施します。(健康増進課)
- ・ 職場におけるハラスメント対策を推進するため、労働法セミナーにおいて、職場のハラスメントの内容やその予防・解決を解説し、ハラスメントに関わる法制度を周知啓発するとともに、各県民生活センターに労働相談窓口を設置し、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントの相談に対応します。(労働雇用政策課)

② 地域における健康づくりの推進

- ・ こころの悩みや不安を抱えた方が安心して悩みを打ち明けられるよう、「こころの電話」、「若者こころの悩み相談窓口」等による電話相談を実施します。(障害福祉課)
- ・ 市町や各保健所、精神保健福祉センターにおいて電話や来所、訪問による精神保健福祉相談を実施します。(障害福祉課)
- ・ 若年層において主要なコミュニケーションツールとなっているLINEを活用し、若年層向けSNS相談窓口(ライン相談@静岡)による相談を実施します。(障害福祉課)

③ 学校における健康づくりの推進

- ・ 不登校やいじめ等、生徒指導上の諸問題に対応するため、養護教諭等の行う健康相談の推進のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置により、教育相談体制を強化します。

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課)

- ・ 児童生徒が日常生活を送る上で直面する様々な困難やストレスを踏まえ、適切に対処する方法を理解するため、「SOSの出し方に関する教育」や「心の健康の保持」に関する教育を推進します。

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課)

- ・ 子どもが発するSOSを察知し、受け止め、適切な支援につなげられるよう、教職員を対象に、自殺予防教育の必要性等について理解を促す研修会を実施します。

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課)

④ 地域における包括的相談支援体制の構築

- ・ 住民に身近な市町における狭間のニーズへの対応や分野横断的な対応が可能となる体制整備を促進します。

(福祉長寿政策課)

- ・ 孤独・孤立対策に係る活動を行う民間団体等との連携を促進し、官民一体となった取組を促進します。

(福祉長寿政策課)

(5) ゲーム障害・ネット依存に対する啓発

2019年に、世界保健機関（WHO）がゲーム障害を精神疾患として位置づけました。場所や時間を問わず遊ぶことができるスマートフォンを使用したオンラインゲームは、小中高生を中心とした若年層が多く使用しています。ゲームにのめり込むことで、やめたくてもやめられない（コントロール障害）状態となり、心身の健康問題のほか、射幸性の高いゲーム内課金（ガチャ）による金銭問題が生じており、近年小中高生の保護者からの相談が増えています。

これらの特徴はギャンブル等依存症に共通する点があり、将来的にギャンブル等依存症につながる危険性があります。

学齢期の段階から、ゲーム障害・ネット依存に関する正しい知識の普及啓発を図る必要があるため、依存症治療拠点機関や教育委員会等と連携し、以下の取組を実施します。

① 県民全体に対するゲーム障害・ネット依存に関する啓発

- ・ ゲーム障害・ネット依存に関する正しい知識の普及啓発や情報交換の場として、依存症治療拠点機関と連携したゲーム障害・ネット依存対策ワークショップを実施します。（障害福祉課）

② 学校教育における啓発

- ・ Webシステム「ネット依存度判定システム」を利用し、児童・生徒自身によるセルフチェックや個票結果を使用した面談、生徒指導等での活用を推進します。また、生徒・児童の状況把握やデータ集約等を行い、ネット依存リスクの状況について県民へ広く周知します。（社会教育課）
- ・ 正しく安全なネット利用を図るため、家庭でのルール作りを目的としたワークシート「親子で話そう！！わが家のスマホルール」を配布する他、啓発活動を担う「スマホルールアドバイザー」を養成します。（社会教育課）
- ・ 携帯電話会社や警察等と連携し、小中学校での安全教室「小中学校ネット安全・安心講座」を開催し、家庭でのルール作りやペアレンタルコントロールによるアプリのインストール制限等の実施、フィルタリングの普及を図ります。（社会教育課）

③ ゲームやネットへの依存に不安を抱える方に対する支援

- ・ 健康で安心した生活を送れるよう、ゲームやネットへの依存に不安を抱える当事者や家族等に対し、ゲームやネットの使い方や家族とのコミュニケーションの取り方などを学ぶプログラムを実施します。 (障害福祉課)
- ・ 「ニートやひきこもり、不登校等の悩みに個別に応じる合同相談会」で、ネット依存やゲーム障害について個別相談ができるブースを出展します。 (社会教育課)

2 進行予防

(1) 相談支援の充実

ギャンブル等依存症の進行予防には、早期発見・早期介入が重要であることから、関係機関において相談支援体制の充実を図るため、以下の取組を実施します。

① 相談支援体制の充実及び本人・家族への支援

- ・ 精神保健福祉センターや保健所等を中心として、ギャンブル等依存症である者及びその家族が気軽に相談できるように、県ホームページや SNS 等のメディアを活用して県民に広く周知を図ります。(障害福祉課)
- ・ 依存症に関する正しい知識を深めるため、広く県民を対象とした講演会等を実施し、本人及び家族がギャンブル等依存症に対する理解を深め、適切な支援窓口に円滑につながるような支援を行います。(障害福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症である者やその家族等に対しては、関係機関による相談会や自助グループによるミーティング等の活動につなぐなどの支援を行います。(障害福祉課)

② 相談支援者の育成

- ・ ギャンブル等依存症に関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、DV、その他家族間トラブル等の防止のため、保健所、市町、関係団体及び関係事業者等の相談支援者が、ギャンブル等依存症である者やその家族に対し、適切な指導を行い、早期治療につなげることができるよう、依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。(障害福祉課)
- ・ 障害福祉サービス等に従事する相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。(障害福祉課)

③ 消費生活相談における的確な対応

- ・ 消費生活センターにおいて、引き続き多重債務相談を行うとともに、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合は、適切な専門機関を紹介します。(県民生活課)
- ・ 消費生活相談員等に対し、ギャンブル等依存症問題や相談機関に関する知識・情報が得られる依存症フォーラムや研修等の機会を案内することで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。(県民生活課)

④ 関係事業者による相談支援

- ・ 公営競技事業者は、各公営競技場内における窓口において相談対応するとともに、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター、ギャンブル依存症予防回復支援センター等の周知を積極的に行い、依存症が疑われる場合は、適切な専門機関の紹介に努めます。
- ・ ぱちんこ営業者は、各ぱちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロードバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN※)の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。

※リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)とは、パチンコ・パチスロの遊技に関する依存及び依存関連問題解決の支援を行うことを目的に設立された認定特定非営利活動法人であり、電話相談や相談員養成、啓発活動等を実施している。

(2) 医療の充実等

ギャンブル等依存症である者が治療を受けられる医療機関に限られることから、適切な医療を受けることができるよう、医療の充実や医療連携を推進するため、以下の取組を実施します。

① ギャンブル等依存症に係る医療の充実

- ・ ギャンブル等依存症に係る医療の充実を図るため、依存症専門医療機関のさらなる選定に努めます。(障害福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症に対する医療従事者の養成や医療の充実のため、身体科医や精神科医、看護職、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師等に対する研修を実施します。(障害福祉課)

② 医療連携の推進

- ・ 依存症治療拠点機関等を中心として、ギャンブル等を含む依存症に関する取組の情報発信を行うことや、医療機関を対象とした研修等を実施することにより、一般医療機関やギャンブル等依存症の治療を実施していない精神科医療機関、産業医、民間団体等の関係機関との連携を強化します。(障害福祉課)

3 回復支援・再発予防

(1) 社会復帰の支援

地域における自助グループや回復施設と情報共有や必要な連携を行うとともに、生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者や家族のギャンブル等依存症に対する理解を深めることで、ギャンブル等依存症である者の円滑な社会復帰を促進するため、以下の取組を実施します。

① ギャンブル等依存症からの回復支援

- ・ 精神保健福祉センターを中心に、自助グループ等の民間団体と連携しながら、ギャンブル等を含む依存症である者を対象とした、依存症からの回復のためのリカバリーミーティングを実施します。(障害福祉課)
- ・ 自助グループ等の民間団体と連携しながら、ギャンブル等依存症である者が、医療機関での受診後又は退院後において、医師の指導の下、社会復帰を視野に入れた支援（生活上の指導、地域社会資源の情報提供、民間団体との関係づくり等）を受けられる体制づくりを進めます。(障害福祉課)

② 生活困窮者等への支援

- ・ 困窮者支援を行う市町及び社会福祉協議会等の事業者に対する情報提供を行うとともに、これらの者が地域の支援調整会議等に適宜参画して情報共有を行うことで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。(地域福祉課)

③ 就労支援者のギャンブル等依存症に関する知識の向上

- ・ ギャンブル等依存症である者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、公共職業安定所、地域若者サポートステーション※、障害福祉サービス等に従事する支援者に対して、依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。(障害福祉課)

※ 地域若者サポートステーション（サポステ）

就業・就学していない15歳から49歳までの方を対象に、就労に向けたコミュニケーション講座や就業体験、パソコン講座から、就職後の職場定着・ステップアップに関する相談まで、総合的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関であり、県内に4箇所（三島市、静岡市、掛川市、浜松市）設置されている。

(2) 民間団体の活動に対する支援

ギャンブル等にのめり込み、自分をコントロールできないのは、意思の弱さではなく病気の症状です。ギャンブル等依存症は、自分の意思でコントロール出来なくなる病気であるため、自己で回復することは困難とされています。専門の医療機関のほか、同じ目的を持った仲間の集まりである自助グループの回復支援は重要な役割を果たしていることから、ギャンブル等依存症の者や家族等に対し、これら民間団体の活動を広く周知し、支援していきます。

- ・ 自助グループが開催するミーティング等の活動場所の提供、医療機関や行政等の専門機関に関する情報提供等、活動に対する支援を実施し、民間団体の活動の促進を図ります。(障害福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症の回復支援における自助グループが果たす役割について、県民に広く周知します。(障害福祉課)

4 ギャンブル等依存症に関連する諸問題への対応

(1) 多重債務問題への取組

ギャンブル等依存症である者は多重債務を抱える場合が多く、多重債務は貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、これらの問題を解決するため、以下の取組を実施します。

- ・ 多重債務問題を抱えている者に対して、消費生活センターや弁護士会、司法書士会等において相談に応じるとともに、ギャンブル等依存症に関する相談窓口の周知に努めます。(県民生活課)

(2) 違法なギャンブル等の取締り等の強化

警察においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進し、静岡県では近年は賭博事犯の件数は減少しており、直近3年間(2020年度から2022年度まで)の検挙数は0件です。引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努め、厳正な取締りを行います。

- ・ 警察においては、引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努めるとともに、厳正な取締りを実施します。(生活保安課)
- ・ 参議院内閣委員会における、ギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第11項*も踏まえ、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進します。(生活保安課)

*ギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第11項(参議院内閣委員会)

警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

(3) クロスアディクションに関する理解促進

クロスアディクションとは、ギャンブル等のプロセスへの依存のほか、アルコールや薬物等の物質依存や共依存といった人間関係への依存など、2種類以上の依存症を併発している状態や、1つの依存症の回復過程で別の依存症を発症することを言います。ギャンブル等依存症は、アルコールや薬物に関する問題も抱えている方が多いと言われていることから、クロスアディクションの問題も踏まえた上で、早期に適切な治療や支援を受けられるよう、行政関係機関、専門医療機関、自助グループ等の関係機関・団体との連携が必要です。

- ・ ギャンブル等依存症の回復過程からクロスアディクションとなることを防止するため、アルコールによる依存症のほか、ゲーム障害等の様々な依存症に対する理解の促進を図ります。

(障害福祉課)

- ・ 行政関係機関や多様な依存症に対応する専門医療機関、自助グループ、回復支援施設等との連携の下、ギャンブル等依存症者を早期に適切な支援につなげることで、クロスアディクションへの進行を予防します。

(障害福祉課)

5 基盤整備

(1) 依存症対策の体制整備

ギャンブル等依存症対策をより効果的に実施するため、包括的な連携協力体制の構築及び関係事業者における体制整備により、依存症対策の基盤整備を図ります。

① 包括的な連携協力体制の構築

- ・ 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会において、行政、関係事業者、医療機関及び自助グループ等の関係機関の役割を整理し、相互の情報共有や協力により適切な相談や治療、回復支援までつなげる地域の連携体制を構築します。
(障害福祉課)

② 関係事業者における体制整備

- ・ 公営競技事業者においては、ギャンブル等依存症対策に対する責任ある従業員教育を継続的に実施していくとともに、人事異動等による一時的な対応レベルの低下を生じさせないように、担当者に対する研修を充実させます。
- ・ ぱちんこ営業者は、各ぱちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。【再掲】
- ・ 静岡県遊技業協同組合は、講習会を計画的に開催して「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を育成し、ぱちんこ営業所への複数配置を推進します。

(2) 人材の確保

ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、専門的な知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

- ・ ギャンブル等依存症に関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、DV、その他家族間トラブル等の防止のため、保健所、市町、関係団体及び関係事業者等の相談支援者が、ギャンブル等依存症である者やその家族に対し、適切な指導を行い、早期治療につなげることができるよう、依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。【再掲】
(障害福祉課)

- ・ 障害福祉サービス等に従事する相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。【再掲】（障害福祉課）
- ・ ギャンブル等依存症に対する医療従事者の養成や医療の充実のため、身体科医や精神科医、看護職、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師等に対する研修を実施します。【再掲】（障害福祉課）
- ・ 依存症治療拠点機関を中心として、ギャンブル等を含む依存症に関する取組の情報発信を行うことや、医療機関を対象とした研修などを実施することにより、一般医療機関やギャンブル等依存症の治療を実施していない精神科医療機関、産業医、民間団体等の関係機関との連携を強化します。【再掲】（障害福祉課）
- ・ 消費生活相談員等に対し、ギャンブル等依存症問題や相談機関に関する知識・情報が得られる依存症フォーラムや研修等の機会を案内することで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。【再掲】（県民生活課）
- ・ 困窮者支援を行う市町及び社会福祉協議会等の事業者に対する情報提供を行うとともに、これらの者が地域の支援調整会議等に適宜参画して情報共有を行うことで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。【再掲】（地域福祉課）
- ・ ギャンブル等依存症である者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、公共職業安定所、地域若者サポートステーション、障害福祉サービス等に従事する支援者に対して、依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。【再掲】（障害福祉課）

（3）調査研究の活用

ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、国の実態調査等を活用し、本県における施策に反映させます。

- ・ 国が実施する実態調査の結果を活用し、施策の充実を図ります。（障害福祉課）

Ⅶ 推進体制等

1 関連施策との有機的な連携

本計画に基づく施策推進にあたっては、静岡県保健医療計画、静岡県健康増進計画、静岡県アルコール健康障害対策推進計画及びいのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画に基づく施策との有機的な連携により取り組むこととします。

2 推進体制

ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症問題に関する施策との連携が図られるよう、庁内関係課室等と相互に必要な連絡・調整を行い、本計画の取組を推進します。

3 進行管理

計画を着実に推進するため、目標の達成状況や施策の進捗状況については、静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会において意見聴取を行い、適切に進行管理を行います。

計画に位置づけた取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間が終了する前であっても必要に応じて見直しを行います。

4 活動指標

【重点目標1】

学齢期の段階からギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防

指標項目	現 状 (2022 年度実績)	目 標 (2026 年度まで)	関係課
県民向けフォーラム等の開催回数	年 1 回	(毎年度) 年 1 回	障害福祉課
大学等へのリーフレット配布を通じた知識の普及啓発	年 1 回	(毎年度) 年 1 回	社会教育課
高等学校におけるギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する指導の実施	各校にて実施	(毎年度) 継続実施	健康体育課
ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝の継続実施	継続実施	(毎年度) 継続実施	公営競技事業者 ・ 遊技業協同組合
本人・家族申告によるアクセス制限の継続実施		(毎年度) 継続実施	
20 歳未満の者には投票券の購入・利用をさせない、18 歳未満の者にはぱちんこ営業所内への立入及び遊技をさせない取組の継続実施		(毎年度) 継続実施	
ゲートキーパーの養成数	累計 64,605 人	(2027 年度) 累計 86,000 人	障害福祉課
ゲーム障害・ネット依存対策ワークショップの開催回数	年 6 回	(毎年度) 継続実施	

【重点目標2】

ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

取組指標	現 状 (2022 年度実績)	目 標 (2026 年度まで)	関係課
精神保健福祉センター主催のギャンブル等依存症に関する相談会の実施回数	58 回	(毎年度) 年 60 回	県精神保健 福祉センター
精神保健福祉センターが地域の相談支援者向けに実施する研修の開催回数	1 回	(毎年度) 年 1 回	
関係事業者による相談支援の継続実施	継続実施	(毎年度) 継続実施	公営競技事業者 ・ 遊技業協同組合
ギャンブル等依存症に係る依存症専門医療機関の選定数	2 機関	3 機関	障害福祉課
医療従事者向け研修の受講者数	83 人	(2024～2026 年度) 計 240 人	
リカバリーミーティングの実施	36 回	(毎年度) 年 36 回	県精神保健 福祉センター
生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者における研修の開催回数	1 回	(毎年度) 年 1 回	障害福祉課 (地域福祉課)
消費生活相談員による相談支援の継続実施	継続実施	(毎年度) 継続実施	県民生活課
依存症問題従事者研修の開催回数	1 回	(毎年度) 年 1 回	県精神保健 福祉センター
ギャンブル等依存症対策の関係機関による連絡協議会の開催回数	1 回	(毎年度) 年 1 回	障害福祉課
関係事業者における従業員向け研修の開催回数	7 回 (各公営競技事業者累計)	(毎年度) 年 1 回	公営競技事業者
	2 回	(毎年度) 年 3 回	遊技業協同組合

資料編

- 資料1 相談先一覧
- 資料2 医療機関・自助グループの活動紹介
- 資料3 ギャンブル等依存症を克服した当事者や家族の声
- 資料4 ギャンブル依存症簡易スクリーニングテスト（SOGS）
- 資料5 インターネットゲーム障害テスト（IGDT-10）
- 資料6 令和5年度県政インターネットモニターアンケート
- 資料7 第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画策定経過
- 資料8 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会設置要綱
- 資料9 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会委員名簿
- 資料10 ギャンブル依存症対策基本法（平成30年法律第74号）
- 資料11 ギャンブル依存症対策基本法案に対する附帯決議

資料1 相談先一覧

1 依存症相談拠点

静岡県内の精神保健福祉センターでは、依存症相談拠点として、アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関する相談を受け付けています。御本人だけでなく、御家族からの相談も可能です。まずは電話にてお話を伺いますので、お気軽に御連絡ください。

(1) 静岡県内にお住まいの方（静岡市、浜松市を除く）

静岡県精神保健福祉センターにおいて、面接相談を県内3会場で実施しています。予約制となっており、下記の電話番号にて受け付けています。

相談機関	会場	所管区域	電話番号	受付時間
静岡県精神保健福祉センター	①県精神保健福祉センター (静岡市駿河区有明町 2-20)	静岡県内 (静岡市、浜松市を除く)	054-286-9245	平日 8:30~17:00
	②東部総合庁舎 (沼津市高島本町 1-3)			
	③中遠総合庁舎 (磐田市見付 3599-4)			

(2) 静岡市、浜松市にお住まいの方

面接相談を市内の精神保健福祉センターで実施しています。予約制となっており、下記の電話番号にて受け付けています。

相談機関	所管区域	電話番号	受付時間
静岡市こころの健康センター (静岡市葵区柚木 1014 番地)	静岡市	054-262-3011	平日 8:30~17:00
浜松市精神保健福祉センター (浜松市中央区中央一丁目 12-1)	浜松市	053-457-2709	平日 8:30~17:15

2 依存症治療拠点機関、依存症専門医療機関

静岡県内の依存症治療拠点機関、依存症専門医療機関は以下のとおりです。受診を御希望の際には、各医療機関にお問い合わせください。

医療機関名	電話番号	受付時間
聖明病院	0545-36-0277	日曜日・祝日を除く 10:00~16:00
服部病院	0538-32-7121	日曜日・祝日を除く 8:30~17:00

3 保健所等

静岡県内の保健所等では、依存症を含む精神保健福祉に関する相談を受け付けています。(受付時間 平日 8:30~17:15)

機 関 名	所管区域	電話番号
賀茂保健所	下田市・東伊豆町・ 河津町・南伊豆町・ 松崎町・西伊豆町	0558-24-2056
熱海保健所	熱海市・伊東市	0557-82-9117
東部保健所	沼津市・三島市・ 裾野市・伊豆の国市・ 函南町・清水町・ 長泉町	055-920-2087
修善寺支所	伊豆市	0558-72-2310
御殿場保健所	御殿場市・小山町	0550-82-1222
富士保健所	富士市・富士宮市	0545-65-2155
中部保健所	島田市・焼津市・ 藤枝市・川根本町	054-644-9281
榛原分庁舎	牧之原市・吉田町	0548-22-1151
西部保健所	磐田市・袋井市・ 森町	0538-37-2252
掛川支所	掛川市・菊川市・ 御前崎市	0537-22-3263
浜名分庁舎	湖西市	053-594-3661
静岡市保健所精神保健福祉課	静岡市	054-249-3174
浜松市障害保健福祉課	浜松市	053-457-2213

4 関係事業者

静岡県内の公営競技事業者は、競技開催日に相談窓口を設けています。静岡県遊技業協同組合においても、相談窓口を設けています。

また、事業者団体が設立した相談窓口においても、相談を受け付けています。

【県内関係事業者の相談先】

相談窓口	電話番号	受付時間
静岡競輪場	054-283-3200	開催日 10:30~16:00
伊東温泉競輪場	0557-37-4260	開催日 10:30~16:00
ボートレース浜名湖	053-594-7111	開催日 10:00~16:00
浜松オートレース場	053-471-0311	開催日 10:30~16:00
静岡県遊技業協同組合	0120-077-720	平日 9:00~16:30

【事業者団体が設立した相談窓口】

相談窓口	電話番号	受付時間
公営競技ギャンブル依存症 カウンセリングセンター	0120-321-153	平日 9:00~20:00
ギャンブル依存症予防回復支援 センター	0120-683-705	年中無休・24時間受付
リカバリーサポート・ネットワーク (RSN)	050-3541-6420	平日 10:00~21:30

5 自助グループ

ギャンブル等依存症に関する自助グループとして、静岡県内にはGA※¹や
 ギャマノン※²があり、県内各地でミーティング等が行われています。

※1 GA（ギャンブラーズ・アノニマス）

※2 ギャマノン（GAM-ANON）

ギャンブルの問題の影響を受けた家族・友人のための自助グループ

グループ名	連絡先
GA（GA日本インフォメーションセンター）	ホームページ： http://www.gajapan.jp/ F A X 番 号：050-3737-8704 メールアドレス：gajapan@rj9.so-net.ne.jp
ギャマノン（一般社団法人ギャマノン日本サービスオフィス）	ホームページ： http://www.gam-anon.jp/ 電話・FAX番号：03-6659-4879 （受付時間：月曜日・木曜日 10:00-12:00 年未年始を除く・祝日も対応）

6 多重債務相談窓口

静岡県内には、様々な窓口で多重債務やクレジット、サラ金など、借金に関する相談を受け付けています。

【国の機関】

相談窓口	電話番号	受付時間
東海財務局多重債務相談窓口	052-951-1764	平日 9:00～17:00

【地方公共団体】

相談窓口	電話番号	受付時間等
消費者ホットライン	188	地方公共団体が設置する身近な消費生活相談窓口を御案内します。受付時間は相談窓口により異なります。
賀茂広域消費生活センター	0558-24-2299	平日 9:00～15:00
東部県民生活センター	055-952-2299	平日 9:00～16:00
中部県民生活センター	054-202-6006	
西部県民生活センター	053-452-2299	
静岡市消費生活センター	054-221-1056	平日 9:00～16:00
浜松市くらしのセンター	053-457-2025	平日 9:00～16:30

【法テラス】

相談窓口	電話番号	受付時間
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374	平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
法テラス静岡	050-3383-5400 0570-078321	平日 9:00~17:00
法テラス沼津	050-3383-5405 0570-078322	
法テラス浜松	050-3383-5410 0570-078324	
法テラス下田法律事務所	050-3383-0024	

【専門機関】

相談窓口	電話番号	受付時間
(財)日本クレジットカウンセ リング協会(静岡相談室)	0570-031640	平日 10:00~12:40 14:00~16:40

【静岡県弁護士会(無料クレジット・サラ金問題相談)】

相談窓口	電話番号	受付時間
静岡支部	054-252-0008	平日 9:00~12:00 13:00~17:00
浜松支部	053-455-3009	
沼津支部	055-931-1848	

【静岡県司法書士会】

相談窓口	電話番号	受付時間	
司法書士総合 相談センター	無料電話相談	054-289-3704	平日 14:00~17:00
	無料面談の予約	054-289-3700	平日 9:00~17:00

【静岡県警察】

※(一部のIP電話・光電話からは利用できません。)

相談窓口	電話番号	受付時間
県警ふれあい相談室	054-254-9110 又はプッシュ回線 #9110	24時間受付

資料2 医療機関・自助グループの活動紹介

【依存症治療拠点機関】医療法人十全会 聖明病院

【病院紹介】

当院は静岡県東部の、富士南麓に位置しています。病床数は182床で、静岡県における依存症の治療拠点機関に指定されています。病院からの景色は、北は富士山を仰ぎ、南には駿河湾を一望できる風光明媚な景色がひろがっています。アルコール・薬物を主体とし幅広く依存症の治療を行う専門医療機関として、静岡県内をはじめ、関東近県からも多くの患者様を受け入れております。

【依存症治療について】

入院治療の特色は、標準的な認知行動療法の実施だけでなく、患者様個人の問題に合わせてマインドフルネスや個人に対する面接や治療を行っていることです。上記に加えて作業療法を行い、患者様の社会復帰を促進するプログラムを並行して実施しています。入院中は、断酒会会員の方々やダルクの方々の体験談を聴く機会を設けています。退院後、円滑に自助グループへ繋がるよう支援を行っております。

また、ご本人様だけでなくご家族の方への回復の支援を実施しています。家族会を実施しておりますので、ご家族の方が依存の問題について、適切な対応を学べる場が定期的にごございます（原則毎月）。

外来の治療の特色は、週6日間稼働している依存症治療に特化したデイケア

（※令和6年1月現在、週6日のうち1日はダイナイトケア）があるため、退院後に本格的に社会復帰するまでの準備期間として、活用しやすい環境が整っています。

従来の物質依存症以外の治療にも力を入れております。ギャンブル依存症（ギャンブル障害）の治療として、静岡県で唯一ギャンブル依存症の治療を行うデイケアを有しています。デイケアでのギャンブル依存向けのプログラムは、毎週土曜日に行われており、仕事をしている人でも利用しやすくなっています。その他、ゲーム依存（ゲーム障害）の治療も行っています。静岡県障害福祉課や社会教育課といった行政機関と連携して県内のゲーム依存の問題の回復支援に取り組んでいます。障害福祉課とは地域での定期的な回復支援プログラムの実施を、社会教育課とは県内の野外施設でのキャンプ事業を定期的実施しています。

【県民の皆様へメッセージ】

依存症に関心をお持ちの方、「病院に受診する前にちょっと聞いてみたい」という方々に関しても、お気軽に相談できる機会を設けております。“無料相談会”という名称で毎月開催しておりますので是非ご利用ください。ご本人やご家族だけでなく、行政職員や施設関係者の方、依存に関心をお持ちの医療従事者の皆様であってもご相談いただけます。ご相談の際には、ご家族の方であればご本人不在であっても相談対応ですので、お気軽にご相談ください。ご来院できない方でも当院のウェブサイト上にある新規相談フォームより相談可能となっております。

その他、地域の講演（企業への減酒に関する講演依頼や青少年のアルコールや薬物、ゲームなどの依存問題に関する内容）もお引き受けしております。

ご関心がございましたら当院のウェブサイト (<https://seimei-hp.or.jp/>) をご覧ください。

【依存症治療拠点機関】医療法人社団進正会 服部病院

【病院紹介】

磐田市にある精神科単科 168 床の病院です。
昭和 47 年に開院し、県内で最初に依存症の専門治療を始めました。
依存症だけでなく、一般的な精神疾患へも幅広く対応しています。
院内例会、断酒会員と話してみよう会、AAメッセージ、GA、虹の会など、地域の自助グループの方々との繋がりも大切にしています。
院内例会は開院当時から毎週金曜日 19 時～行われていて、2024 年中には 2700 回に到達予定です！

ご家族のための家族会・家族教室を毎月 3 回開催しています。周囲の方々の果たす役割は重要であると同時にとても大変です…。私たちは、この病気を悪化させる一つの原因が‘孤独’であると思っています。ご自身やご家族のために、まずはつながりを持ってみませんか？

【依存症治療について】

入院治療の場合は、90 日間の教育入院を受けていただきます。依存症とはどんな病気なのか？失ったものや悲しませた人は？これから先は止める？減らす？止めない？

自身の過去を正直に振り返り、自分なりの答えにたどり着いていただくために医療スタッフがお手伝いをします。

外出泊訓練では、生活の場に戻って「飲まない」「使わない」新たな生活習慣の獲得や、地域の自助グループに参加して頂き、共に止めていく仲間づくりを目指します。

さまざまな年齢層の方が入院されており、集団生活の中で生活リズムも整えていきます。

通院治療では、現状の確認やお薬の処方など主治医との面談が中心です。外来では教育プログラムを行っていないため、今後の課題でもあります。

1 人ぼっちで回復を目指すのはなかなか難しいことです。先征く仲間との出会い・交流を大切に、回復し続けていただけるような支援をしていきます。

【県民の皆様へメッセージ】

依存症という病は知らない間に進行していきます。

れっきとした病気でありつつも、まだまだ嫌われがちで偏見が多いのが現状です。

依存症は病気です、でも回復できる病気です！

ご本人だけでなくまわりの方も、あれ？おかしいかも？もしかして？と感じることがあれば、お一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

家族会・院内例会などご自由に参加OK！知識を得る機会としてもご活用ください。

現状を打開するためには、まず行動してみることも大切です。

皆様の健康・回復のお手伝いができることを願って…お待ちしております。

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）静岡グループ

【グループの紹介】

私たちGA（ギャンブラーズ・アノニマス）は、ギャンブルの問題を抱える仲間達とともに、経験と力と希望を分かち合いながら共通する問題を解決し、ギャンブルの問題からの回復を目指す自助グループです。

GAは1957年にアメリカで発足し、日本では、1989年に横浜で第1回目のミーティングが開催された後、原宿グループとして定期的開催されていき、その後全国各地にグループは増え、2011年には静岡グループが発足しました。静岡グループでは、静岡市、磐田市、浜松市で活動しています。

【アノニマス】とは、匿名性を意味する言葉です。私たちのミーティングでは名前も職業も名乗る必要がありません。事前のメンバー登録なども必要ありません。回復のためのプログラムを通じ、ギャンブルをやめたいと願う仲間達が、ギャンブルにのめり込んだ時のきっかけや、どのようなことがあったか、今はどうなのかを思い思いに話し、平等に受入れられ、認められ、分かち合う場です。

【ミーティングを通じて】

ギャンブルで問題を起こし、自分の力では止めることはできず、生活に支障が生じ、苦しんでいる仲間達が多くいます。

同じ苦しみを持つ仲間として、再びギャンブルをしないようプログラムを通じ、ともに考え方を変えていく必要があると日々感じています。

【県民の皆様へメッセージ】

ギャンブルが生活の中心になると、賭け金を作るために嘘や借金を重ね、犯罪行為や自殺にもつながりかねない恐ろしい病気です。また、本人だけでなくその御家族もまた、本人のギャンブルについて悩み、苦しんでいるのです。

私たちGAは、ミーティングへの参加や特定の考え方を強制することはありません。ギャンブルの問題に悩む誰もが、自由に、平等に話せる自助グループです。

御家族が参加できるミーティングもありますので、【ギャンブルをやめたい・やめさせたい】と思っている方は、お気軽にお問合せください。

活動場所	内容
静岡市	毎週火曜日 葵生涯学習センター(葵区東草深町 3-18) 19:30~21:00
磐田市	毎週金曜日 服部病院(磐田市西貝塚 3781-2) 19:00~20:30
浜松市	毎月第2, 4木曜日 浜松市福祉交流センター(中央区成子町 140-8) 19:00~20:30

GA静岡グループ 担当 ツカモト 090-1820-1219

GA日本インフォメーションセンター <http://www.gajapan.jp/jicsc-cjp.html>

資料3 ギャンブル等依存症を克服した当事者や家族の声

今日一日（本人体験談）

大学に入学してすぐの18歳のころ、友人に誘われパチスロを初めて打ちました。高校生までの校則や受験勉強から解放され、急に世界が広がって大人になった気がしたのを覚えています。

将来への具体的な目標はなく、大学に入ることだけが受験勉強の目的だったため、大学で勉強をする気は起きず、社会人になるまでのモラトリアム期間だという感覚でした。

そのため、すぐに大学の授業には出席しなくなり、昼間はパチスロ、夕方からはアルバイトをするという生活習慣に変わっていきました。

それでも、何とか最低限の単位を取得して4年間で大学を卒業し、就職しました。就職後は、可処分所得が増えたことから、パチスロ通いの頻度、使用する金額が増えていきました。給料が入っても、数日間でほとんどをパチスロに使い、生活に困ることもよくありました。職場の同僚などに、お金に困っている姿を見せたくなかったのも、パチスロに負けても、勝ったと嘘をついていました。

就職して1年が経ったころ、パチスロで負けてお金に困り、消費者金融の無人契約機で初めて借金をしました。

無人契約機に入るのを誰にも見られないように、車を離れた場所に停めて、歩いて向かいました。

一度借金をしてしまうと、借入限度額が自分の口座残高のような感覚になり、借金はあっという間に膨らんでいきました。1社が限度額いっぱいになると、2社目、3社目と消費者金融で借金を重ね、最初の借金から1年足らずで、借金の合計が150万円ほどになっていました。

借金が膨らんで返済が滞るようになり、自宅に返済を求める封書が届いたことで両親に借金がばれてしまいました。

両親からは叱られ、二度とパチスロには行かないと約束し、借金を立て替えてもらいました。

私自身も、借金で惨めな思いはしたくないし、両親にも迷惑をかけてしまったとの思いから、パチスロはやめようと決心しました。

それから約6年間、パチスロには行かない生活を送っていました。

私がパチスロに行かなくなっている間に、それまでレートの1/4で打つことができる5円スロットが登場していました。

ある時、パチンコ店の前を通った際に5円スロットののぼりを目にしました。私

は「これまでの1/4の金額であれば、自分の持っているお金の範囲でパチスロを打つことができるだろう」と考え、久しぶりにパチスロを打ちました。

何回か通ううちに、勝っても負けても1/4の金額では満足できなくなり、以前と同じレートのパチスロを打つようになっていきました。

そのあとは、一度目の借金と同じパターンを辿り借金合計が250万円を超えたところで、両親に借金がばれてしまいました。

両親からは「意志が弱いからやめられない」と責められました。私自身もなんでやめられないのかはわかりませんが、両親の前では、二度とパチスロには行かないと約束しました。

その後は、給料を全額管理されたり、携帯電話のGPS機能を使って行動を監視されたりしましたが、そのことがストレスとなり、隠れてパチスロに行くようになりました。

パチスロを打っている時間だけが、現実を忘れることができ、安心できる場所になっていきました。

パチスロがやめられない生活を送っていた私を見て、両親は色々な場所に相談に行ったり、インターネットで調べたりして、ギャンブル依存症という病気や回復施設の存在を知り、私に入所を薦めてくれました。

私は、辛い生活から逃れられるとの思いで、回復施設に入所することにしました。

そこで、初めて自分と同じように、やめたくてもやめられないという経験をした仲間と出会い、そして本音を話すことができ、相談ができる安心感を得ることができました。

ギャンブルをしない生活を続けていく中で、お金に困ることのない生活や周囲の人に嘘をついたり、だましたりしないで済む方がいいと思えるようになっていきました。

ただ、1度ギャンブルを再開してしまうと、いつでも以前の状態に戻ってしまうのは簡単だと思う自分もいます。

これからも、ギャンブルのない生活を1日ずつ積み重ねていきたいと思います。

繋がることでできた行動（家族体験談）

私には3人の子供がいます。2人の娘は結婚してそれぞれ独立しています。ギャンブルの問題があるのが42歳の長男です。

息子のギャンブルの問題が発覚したのは高校3年の時のひったくり事件からでした。その後も息子のギャンブルは止むことなく、私がお金の管理や息子の管理をしたにもかかわらずサラ金に借金があると言われ弁護士の勧めで自己破産をしたのです。

その後も多額の借金やサラ金問題があるたびに尻ぬぐいをしてきました。

私が家族会に繋がったのはお金も底を尽き、夫が脳梗塞で体が不自由になり精神的に辛く自分自身の生活も困難な状況からでした。家族会では一切の援助、連絡を断ち、底つきを待つようアドバイスを受けましたが、メールを拒否できず、お金の無心、自殺を仄めかすメールを見てはうろたえていました

息子はお金の無心に答えないと暴力があり、警察沙汰になったこともあります。老人虐待に当たるからと繋がり先を教えてもらい行政のシェルターで7カ月間過ごし、そこから家族会行事に参加しました

家族会に繋がって5ヶ月後、息子は窃盗で逮捕されたと連絡がありました。近所中に知れ渡るといふ恐れから気持ちはどん底に落ちてしまいましたが、この時には相談できる家族会のメンバーがいたのですぐに連絡しました。「病気がしたことです。あまりビックリせず、やっとチャンスが来たと思って下さい。」との言葉に、落ち着いて行動していこうと自分に言い聞かせることができました。国選弁護士の対応も経験のある人から教えてもらっていたので示談に応じる事なく、落ち着いて話ことができました。ギャンブル依存症問題を考える会の田中代表が「やっとチャンスが来たね。今逮捕されているなら保釈後に回復施設に繋げる。」と言ってくださり安心しました。

その後対策グループが出来、アドバイスされたことを行動に移していきました。一番大変だった事は、息子の帰る所がない状況を作る事でした。自宅の処分をするのに不動産業者に調べてもらいましたが、条件が悪く売れない物件とわかり夫の兄に名義変更をお願いして、何とか引き受けてもらいました。私はすぐに決断できましたが、夫は生まれた家でもあり中々納得できず処分には時間がかかりました。

裁判当日、家族会の仲間が裁判の傍聴をしてくれ釈放後の息子を引き受けて新幹線に乗る所まで見届けて下さいました。家族会の有難みが痛いほどわかった瞬間でした。繋がり続けて本当に良かったと心から思いました。

息子が回復施設に繋がって6ヶ月が経過し、私と夫は市営住宅の入居も決まり、家族会の仲間が手伝ってくれ無事引っ越しを終えました。帰りたかった家にはもう

帰れませんが、夫と二人で自分たちの回復に向き合っている所です。

夫は高次機能障害がある為、家を手放した事を忘れていた日もあり、帰ろうと言ったり私が勝手に家を処分したと怒り出したりして大変ですが、今日一日を過ごしています。

今思えば高校生でギャンブルの問題が発覚した時から、息子ばかりに変わる事を求めて自分は現実から逃げていたのだと気づきました。家族会に繋がり仲間に助けられたおかげで息子の問題は息子に返し、自分には自分の問題があることに気づかされました。自分で判断するのではなく、必ず相談して行動するように言われていても最初の頃はその意味が分からず自分の判断で勝手に行動していました。

お互いやっと回復のスタートラインに立つことが出来たのですから 12 ステッププログラムに真剣に取り組み、あの頃には絶対に戻りたくないと思っています。家族会の仲間のしてくれた事に感謝して、謙虚さを忘れずに頑張っていきたいです。

資料4 ギャンブル依存症簡易スクリーニングテスト (SOGGS)

SOGS (The South Oaks Gambling Screen)

○世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテスト。

○若年者用や地域の実情に合わせた修正版も作られている。

- **ギャンブルで負けたとき、負けた分を取り返そうとして別の日にまたギャンブルをしましたか。**
(選択肢 a.しない、b.2回に1回はする、c.たいていそうする、d.いつもそうする (cまたはdを選択すると1点))
- **ギャンブルで負けたときも、勝っていると嘘をついたことがありますか。**
(選択肢 a.ない、b.半分はそうする、c.たいていそうする (bまたはcを選択すると1点))
- **ギャンブルのために何か問題が生じたことがありますか。**
(選択肢 a.ない、b.以前はあったが今はない、c.ある (bまたはcを選択すると1点))
- **自分がしようと思った以上にギャンブルにはまったことがありますか。**
(選択肢 a.ある、b.ない (aを選択すると1点))
- **ギャンブルのために人から非難を受けたことがありますか。**
(選択肢 a.ある、b.ない (aを選択すると1点))
- **自分のギャンブル癖やその結果生じた事柄に対して、悪いなと感じたことがありますか。**
(選択肢 a.ある、b.ない (aを選択すると1点))
- **ギャンブルをやめようと思っても、不可能だと感じたことがありますか。**
(選択肢 a.ある、b.ない (aを選択すると1点))
- **ギャンブルの証拠となる券などを、家族の目に触れぬように隠したことがありますか。**
(選択肢 a.ある、b.ない (aを選択すると1点))
- **ギャンブルに使うお金に関して、家族と口論になったことがありますか。**
(選択肢 a.ある、b.ない (aを選択すると1点))
- **借りたお金をギャンブルに使ってしまい、返せなくなったことがありますか。**
(選択肢 a.ある、b.ない (aを選択すると1点))
- **ギャンブルのために、仕事や学業をさぼったことがありますか。**
(選択肢 a.ある、b.ない (aを選択すると1点))
- **ギャンブルに使うお金はどのようにしてつくりましたか。またどのようにして借金をしましたか。当てはまるものに何個でも○をつけてください。**
(選択肢 a.生活費を削って、b.配偶者のお金から、c.親類、知人から、d.銀行から、e.定期預金の解約、f.保険の解約、g.家財を売ったり質に入れて、h.消費者金融から、i.ヤミ金融から (○1個につき1点))

※ 12項目の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合にギャンブル依存の疑いありとされる。

※ 3点ないし4点の者は将来ギャンブル依存になる可能性が高い(問題ギャンブリング)。

Lesieur HR, Blume SB, 1987

4

資料5 インターネットゲーム障害テスト (IGDT-10)



インターネットゲーム障害テスト(IGDT-10)

Internet Gaming Disorder Test 10



過去 12 ヶ月間のオフライン・オンラインなどを含めた全てのビデオゲームについて、以下の 10 問に答えてみてください。

A……まったくなかった B……ときどきあった C……よくあった

問	質問	A	B	C
1	ゲームをしていないときにどれくらい頻繁に、ゲームのことを空想したり、以前にしたゲームのことを考えたり、次にするゲームのことを思ったりすることがありましたか			
2	ゲームがまったくできなかつたり、いつもよりゲーム時間が短かつたり、どれくらい頻繁にソワソワしたり、イライラしたり、不安になったり、悲しい気持ちになりましたか			
3	過去 12 ヶ月間で、十分ゲームをしたと感じるために、もっと頻繁に、またはもっと長い時間ゲームをする必要があると感じたことがありますか			
4	過去 12 ヶ月間で、ゲームをする時間を減らそうとしたが、うまくいかなかったことがありますか			
5	過去 12 ヶ月間で、友人に会ったり、以前に楽しんでた趣味や遊びをすることよりも、ゲームのほうを選んだことがありますか			
6	なんらかの問題が生じているにもかかわらず、長時間ゲームをしたことがありますか。問題とはたとえば、睡眠不足、学校での勉強や職場での仕事がかどらない、家族や友人と口論する、すべき大切なことをしなかった、などです			

問	質問	A	B	C
7	自分がどれくらいゲームをしていたかについて、家族、友人、またはほかの大切な人にばれないようにしようしたり、ゲームについてそのような人たちに嘘をついたことがありますか			
8	嫌な気持ちを晴らすためにゲームをしたことがありますか。嫌な気持ちとは、たとえば、無力に感じたり、罪の意識を感じたり、不安になったりすることです			
9	ゲームのために大切な人間関係を危うくしたり、失ったことがありますか			
10	過去 12 ヶ月間で、ゲームのために学校での勉強や職場での仕事がうまくできなかったことがありますか			

結果判定

質問①～⑧の「よくあった」を各 1 点、質問⑨～⑩はどちらかまたは両方が「よくあった」場合を 1 点と数えます。合計 5 点以上の場合に「ゲーム依存」と考えられます。



※依存傾向の人がチェックすると、判断が甘くなる場合があります。質問①～⑧の「ときどきあった」「よくあった」を各 1 点、質問⑨～⑩にひとつ以上「ときどきあった」「よくあった」があった場合を 1 点と数え、合計 5 点以上の場合は「ゲーム依存がはじまっている状態」と考え、警戒したほうがよいでしょう。

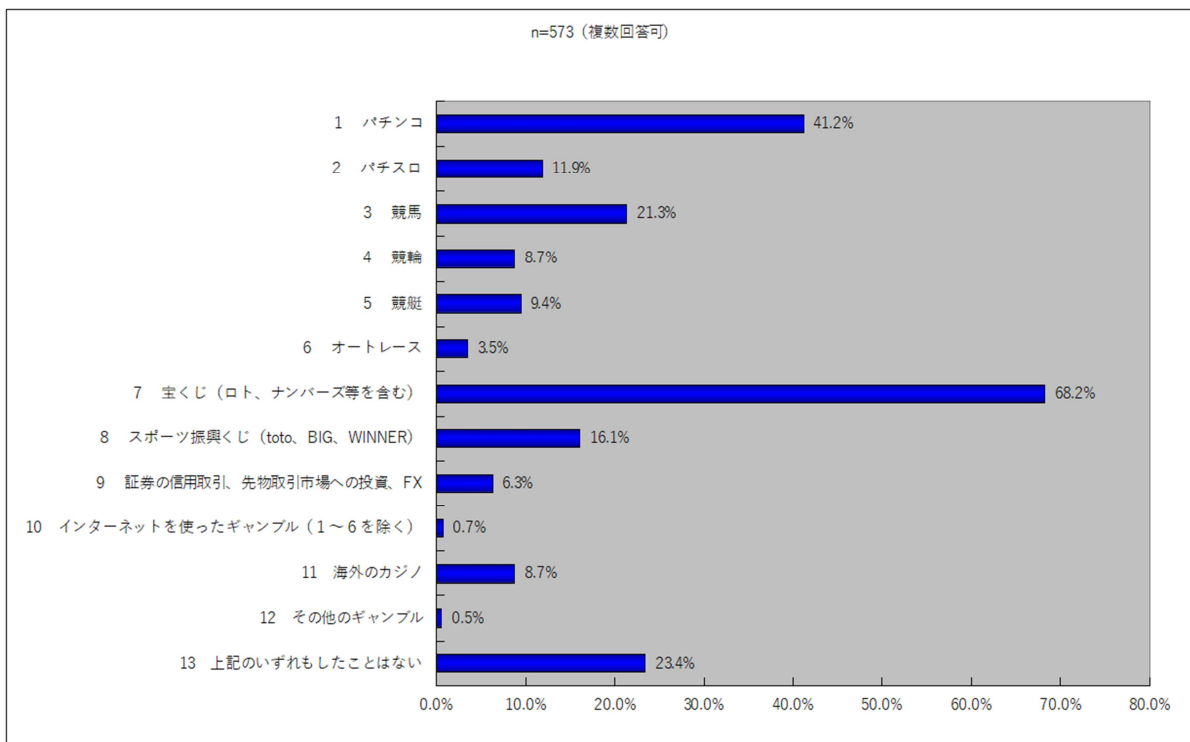
Király O et al. Addictive Behaviors, 2017 より
出典：「ネット依存・ゲーム依存がよくわかる本」

障害福祉課リーフレット「もしかしたらゲーム依存・ネット依存？」から抜粋

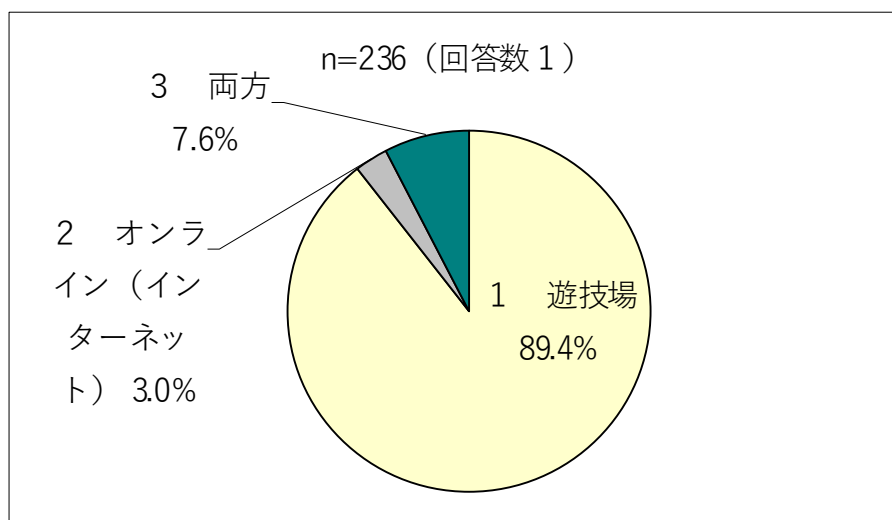
資料6 令和5年度県政インターネットモニターアンケート

○ギャンブル依存症に関するアンケート

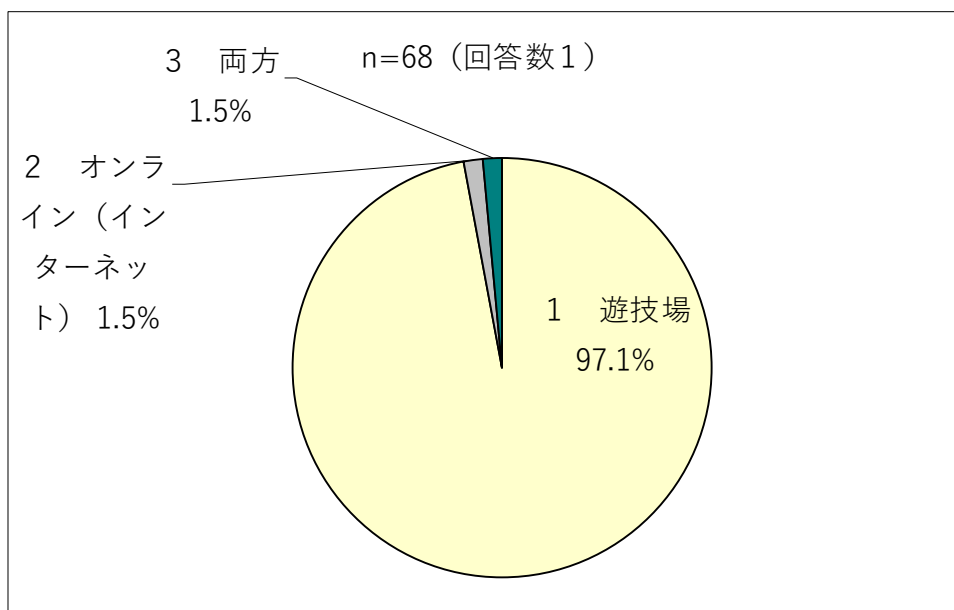
問1 あなたがこれまでにしたことがあるギャンブルを選んでください。(複数回答可)



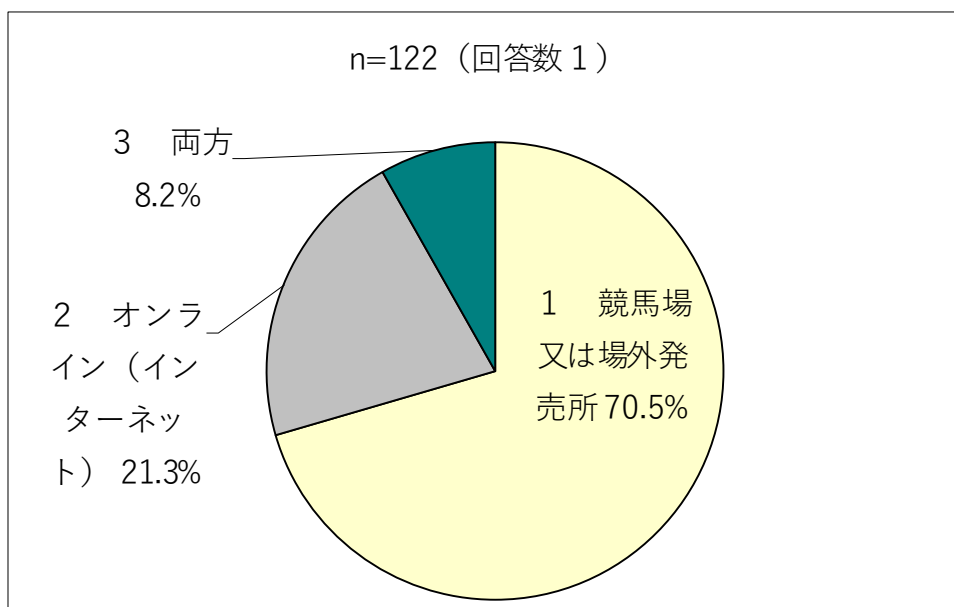
問1-2 問1で選択肢1を選択された方に伺います。主にどこで遊びましたか。
(回答数は1つ)



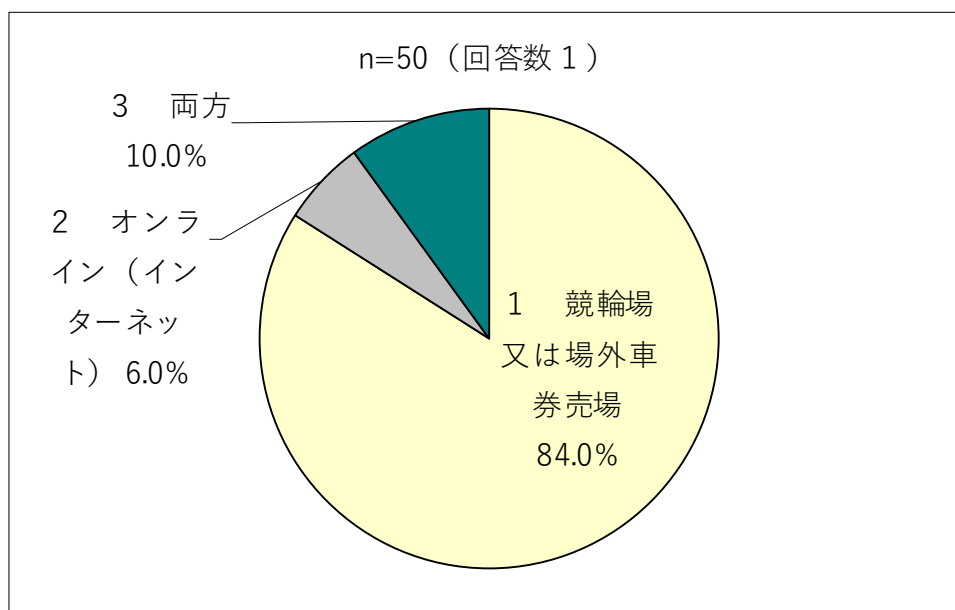
問1-3 問1で選択肢2を選択された方に伺います。主にどこで遊びましたか。
(回答数は1つ)



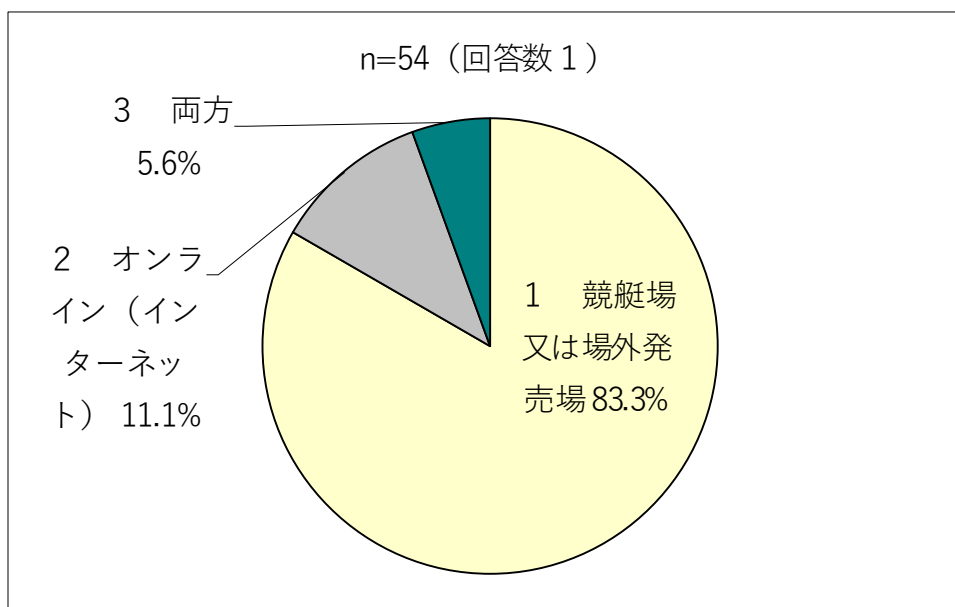
問1-4 問1で選択肢3を選択された方に伺います。主にどこで投票券を購入しましたか。(回答数は1つ)



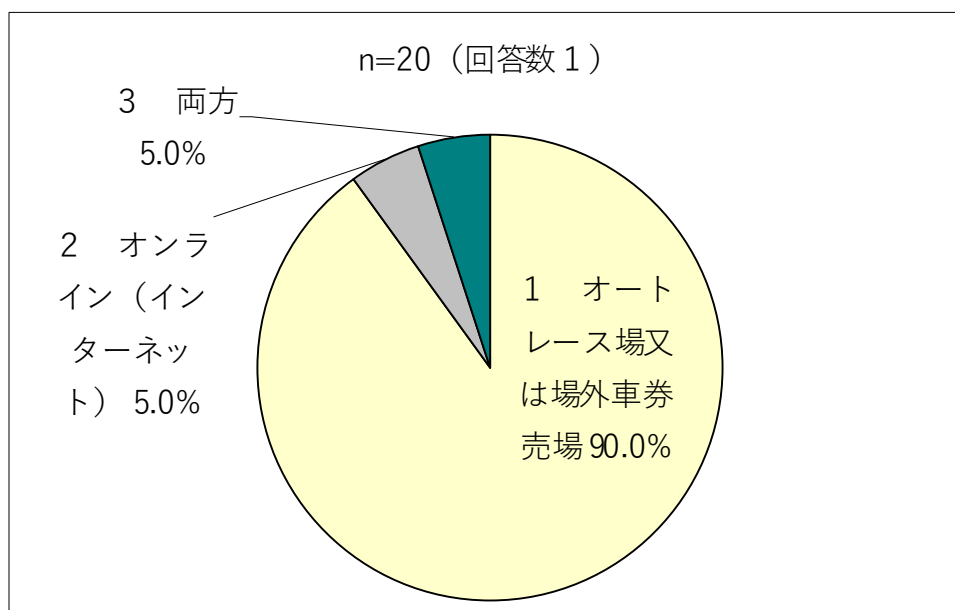
問1-5 問1で選択肢4を選択された方に伺います。主にどこで投票券を購入しましたか。(回答数は1つ)



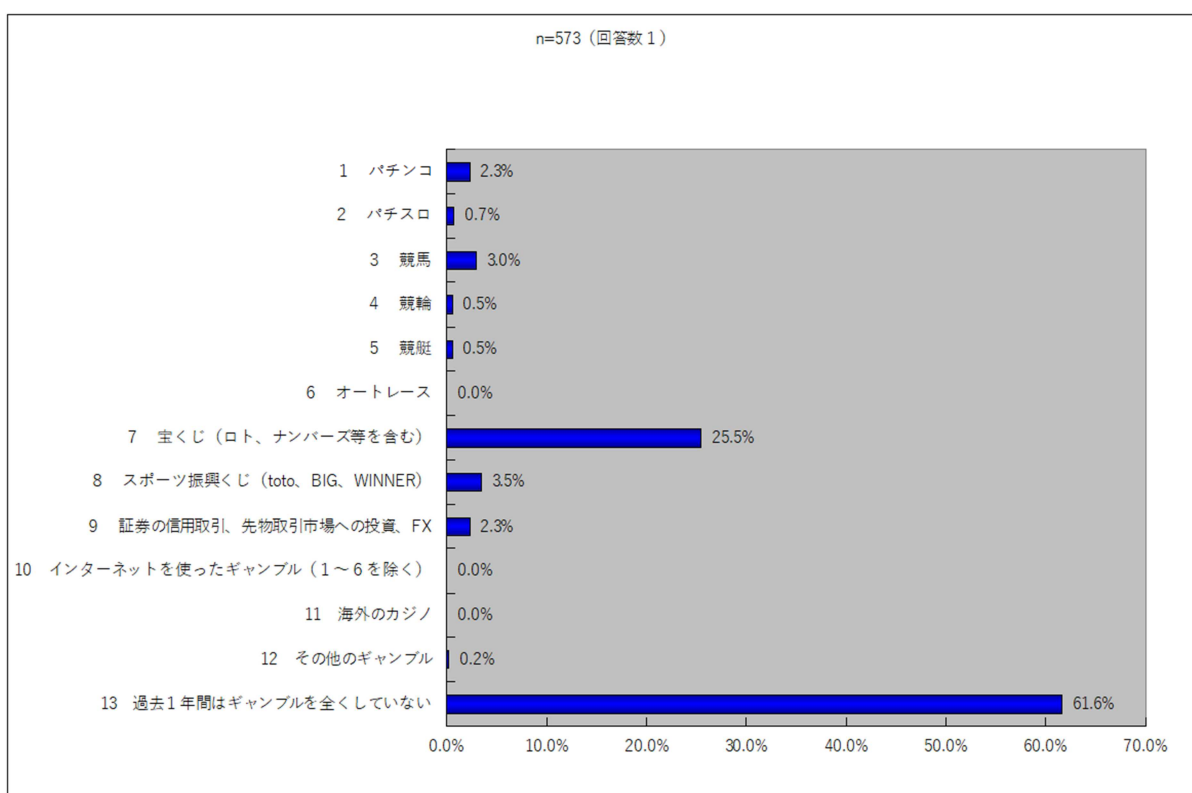
問1-6 問1で選択肢5を選択された方に伺います。主にどこで投票券を購入しましたか。(回答数は1つ)



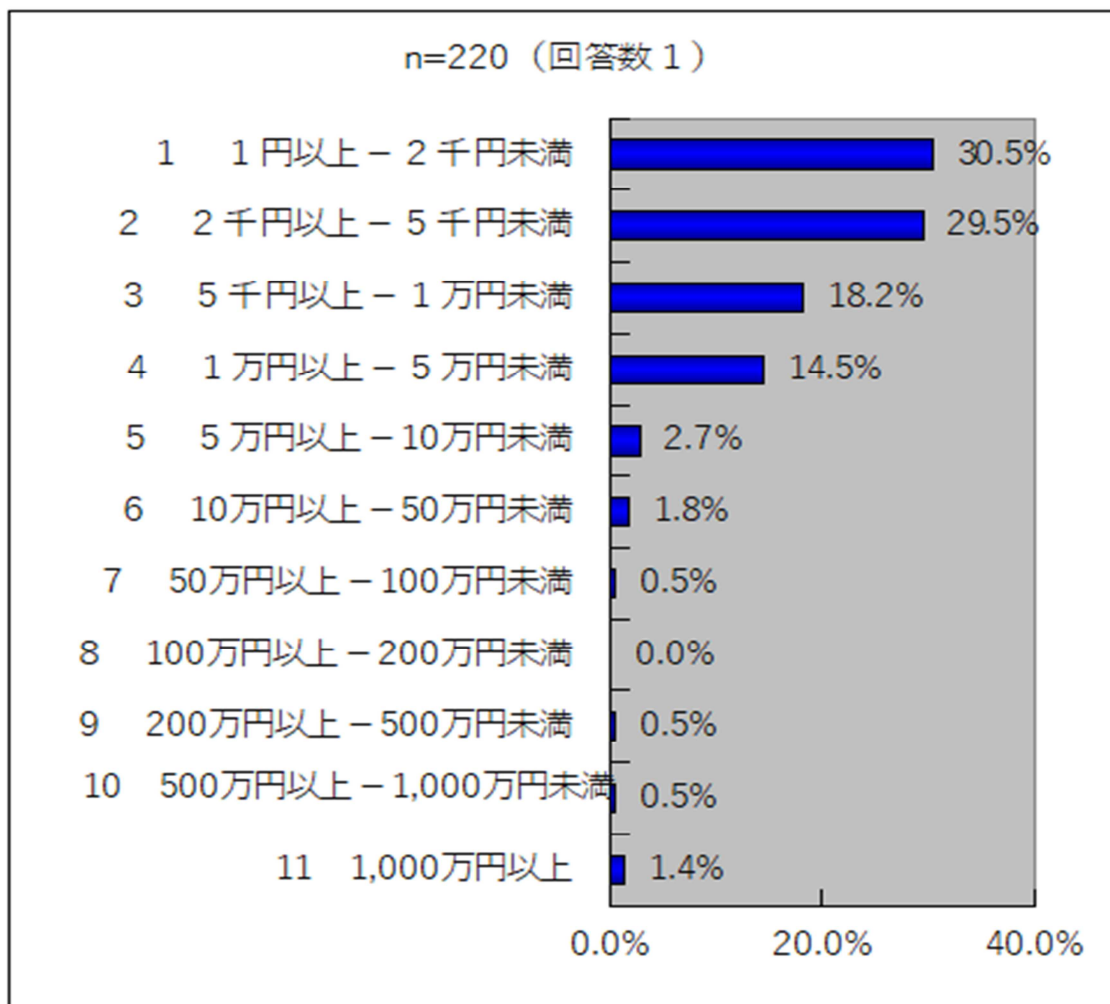
問1-7 問1で選択肢6を選択された方に伺います。主にどこで投票券を購入しましたか。(回答数は1つ)



問2 過去1年間で、最もお金を使ったギャンブルを選んでください。(回答数は1つ)

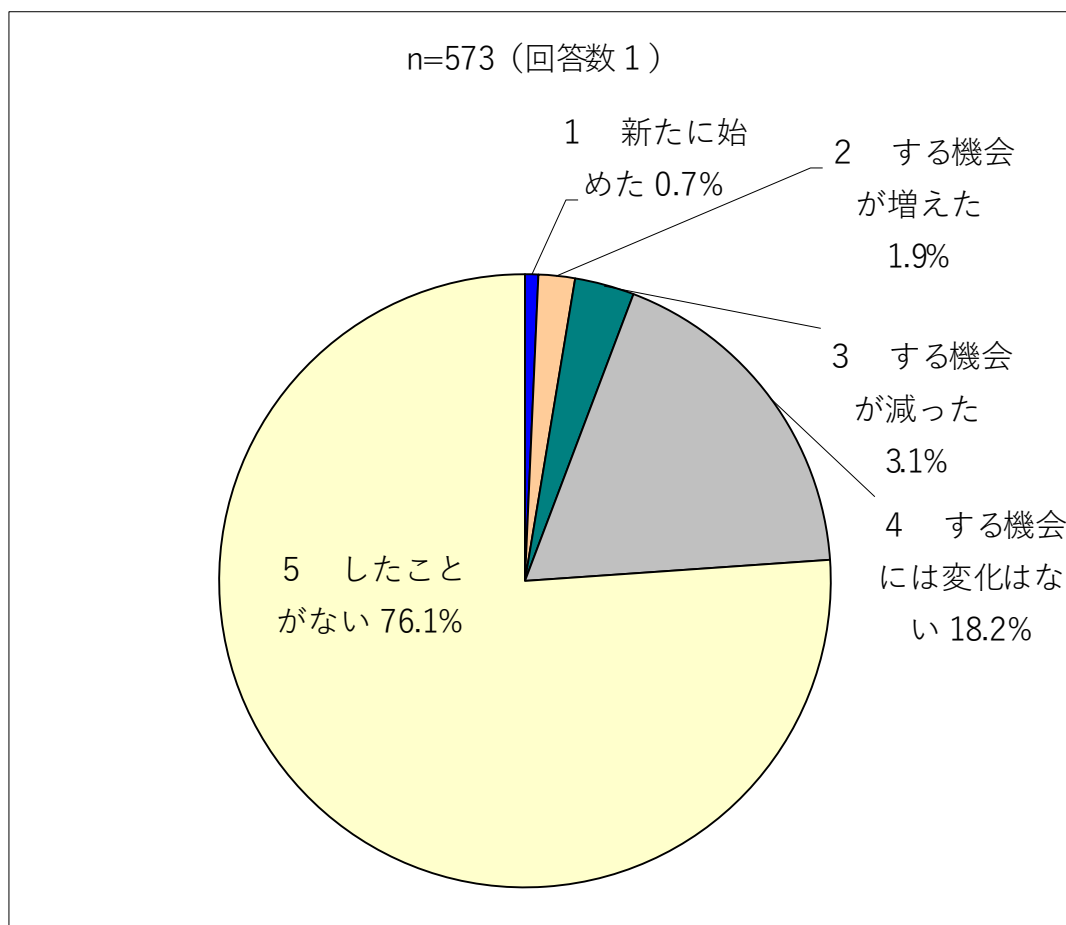


問2-2 問2で選択肢1から12を選択された方に伺います。過去1年間で、1ヶ月あたりギャンブルにどれくらいお金を使いましたか。勝ったお金は含めずに回答してください。(回答数は1つ)

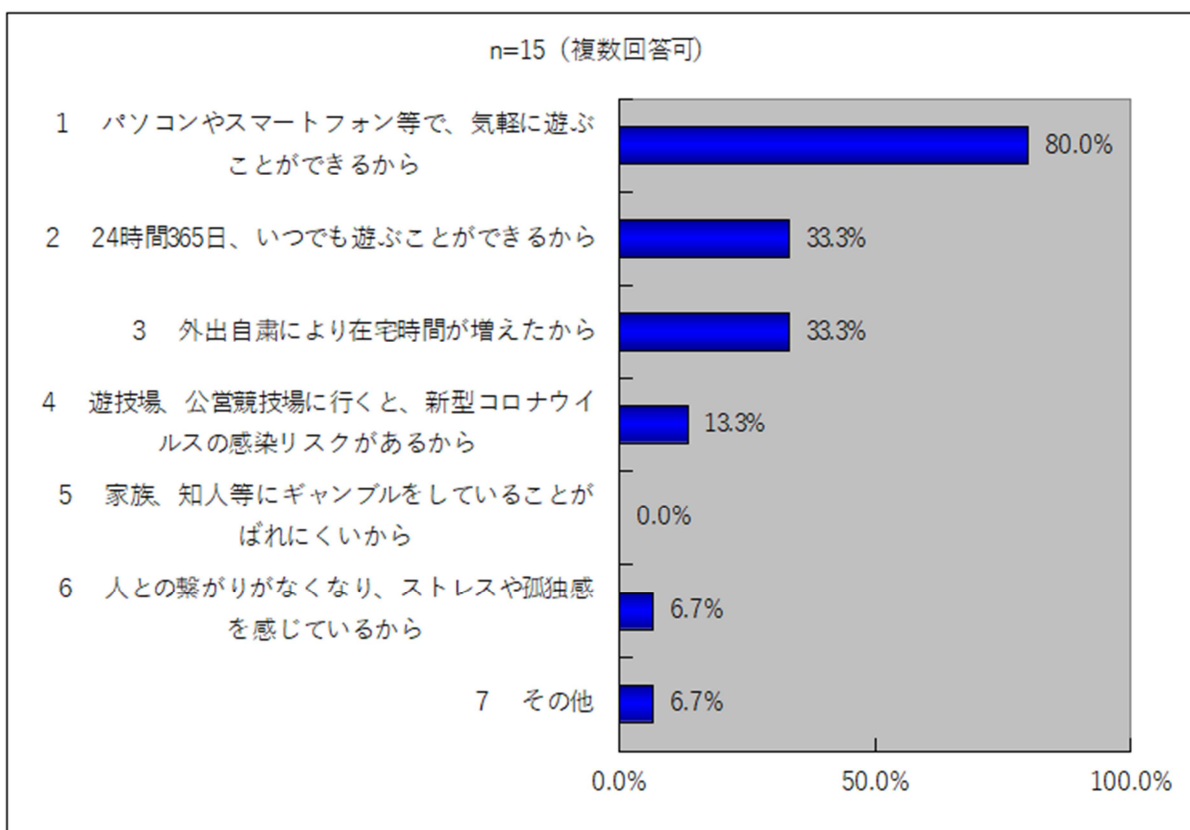


問3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大前(令和2年1月時点)と現在を比べて、あなたにとって、インターネットを使ったギャンブルについて、どのように変化しましたか。(回答数は1つ)

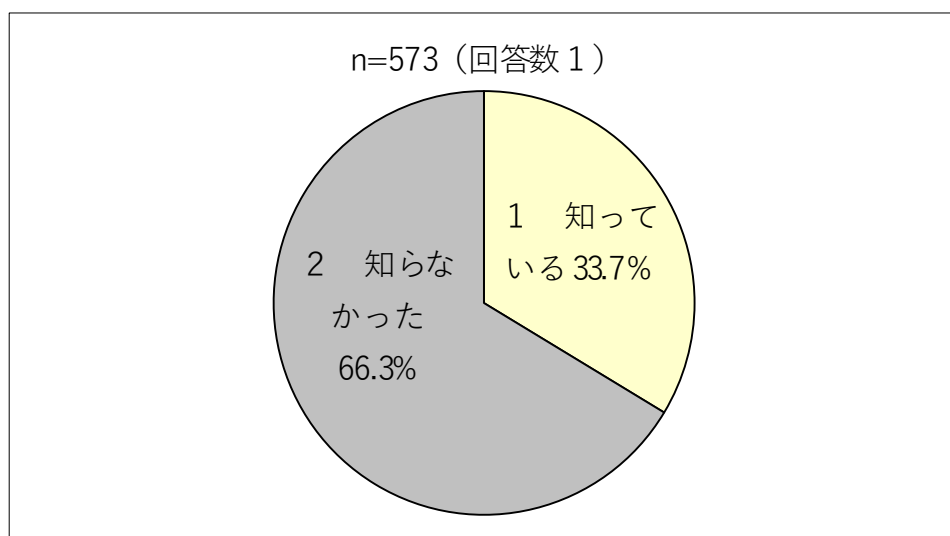
オンライン(インターネット)上でのパチンコ、パチスロ、オンライン上で競馬、競輪、競艇、オートレースの投票券を購入した場合も含みます。



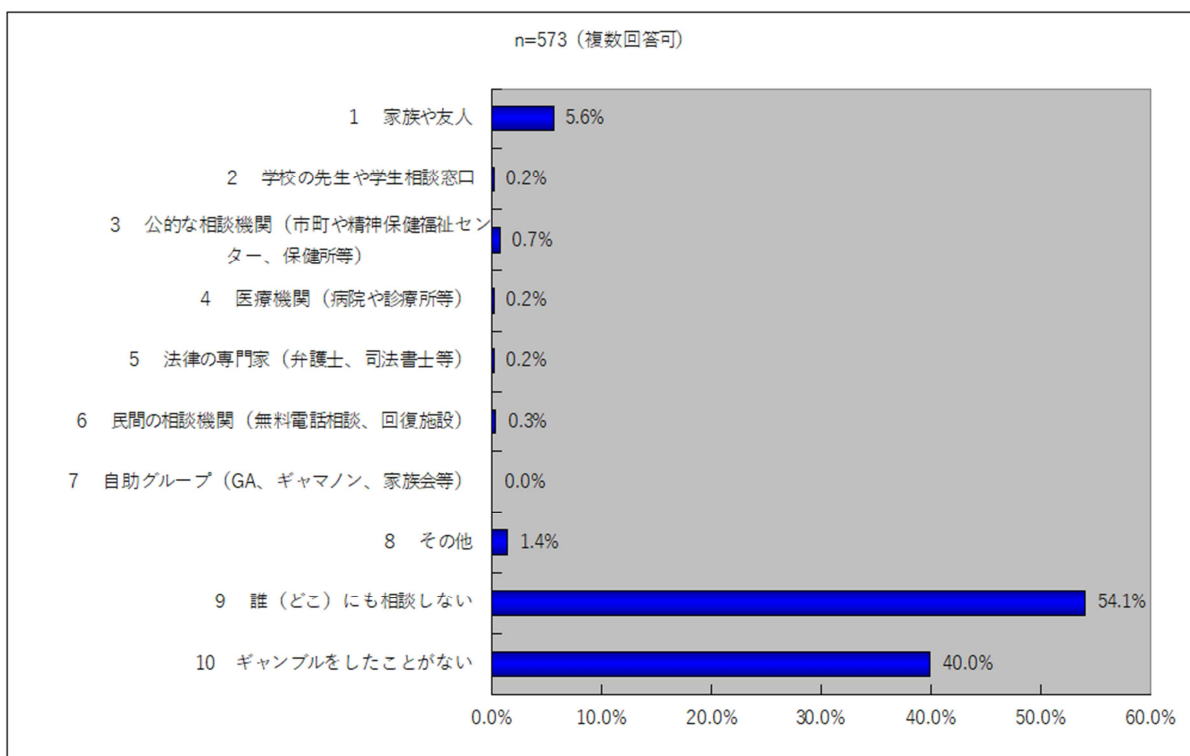
問3-2 問3で選択肢1または2を選択された方に伺います。インターネットを使ったギャンブルを始めた、する機会が増えたのはなぜですか。(複数回答可)



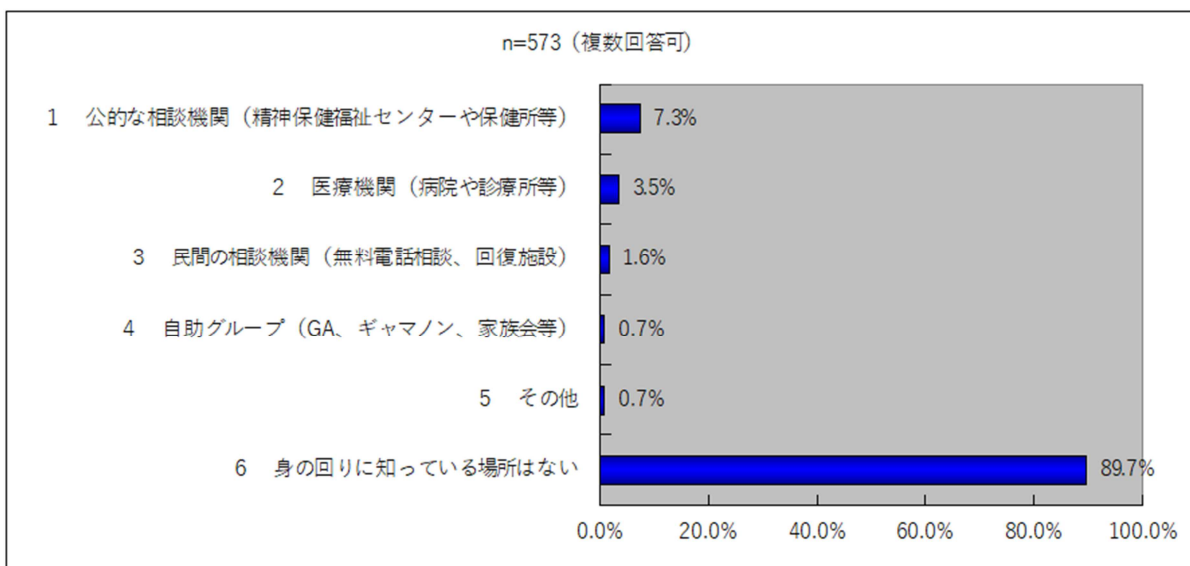
問4 オンラインカジノについて、海外で合法的に運営されているサイトにアクセスし、日本国内でオンラインカジノを利用することは違法賭博にあたり、刑法上の「賭博罪」、「常習賭博罪」に当たることを知っていますか。(回答数は1つ)



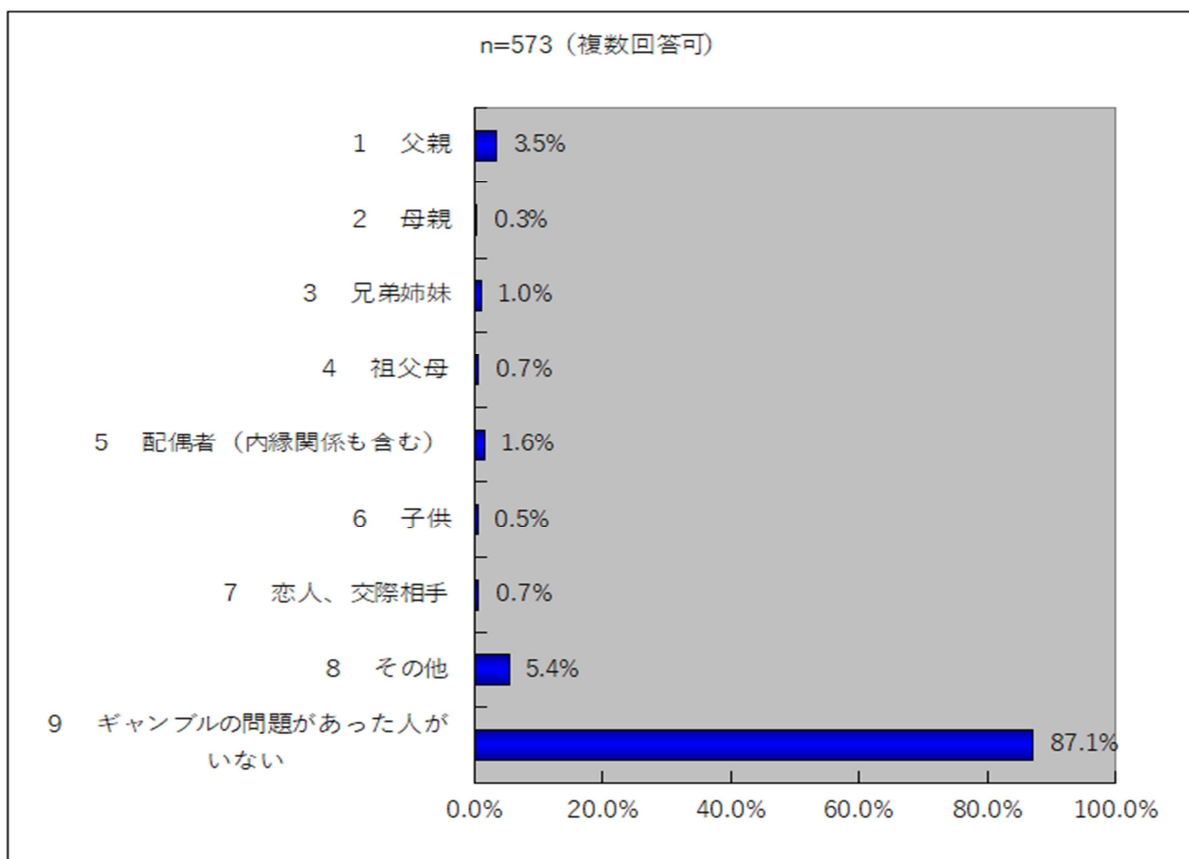
問5 あなたはこれまでに、あなた自身のギャンブルのことで、次の人(場所)に相談したことはありますか。(複数回答可)



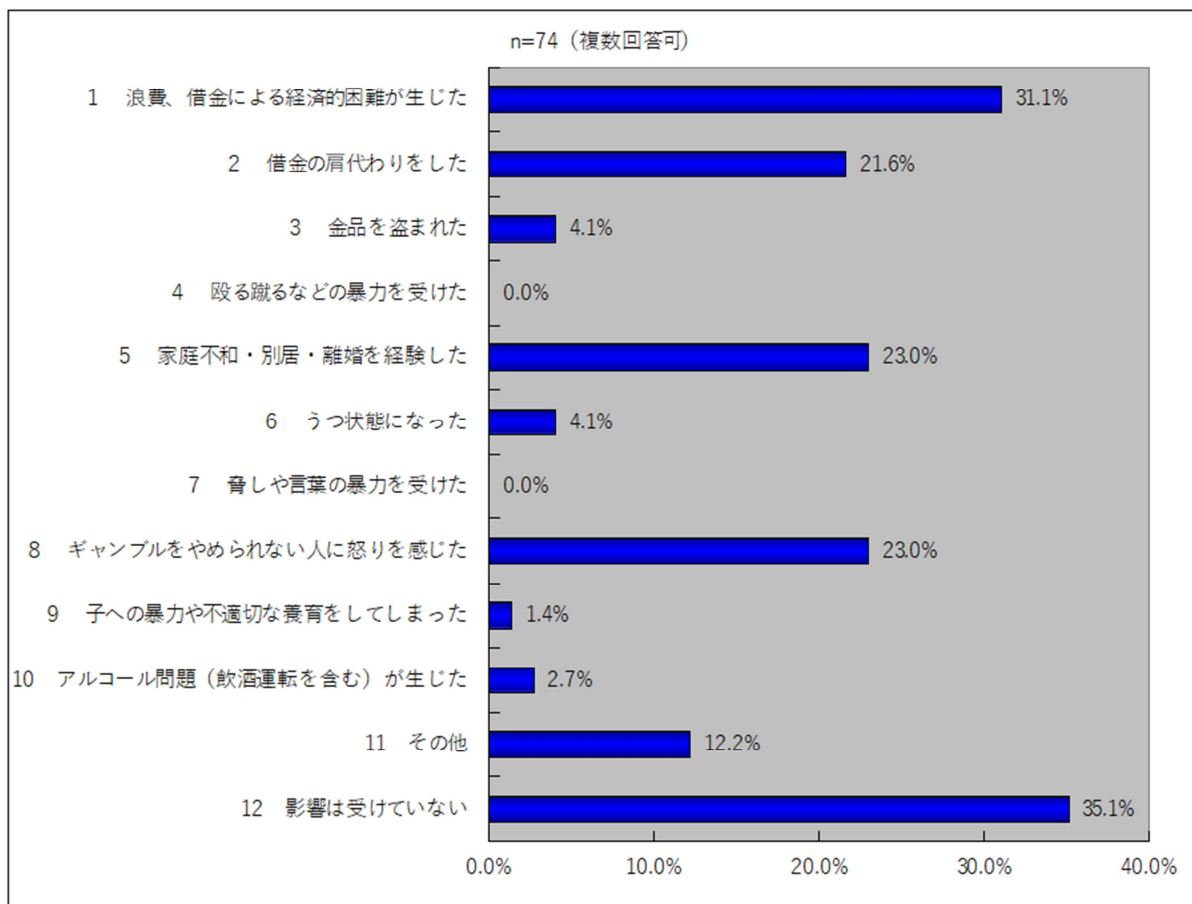
問6 あなたのお住まいの地域で、ギャンブル依存症について相談できる場所として、具体的に知っている場所を選んでください。(複数回答可)



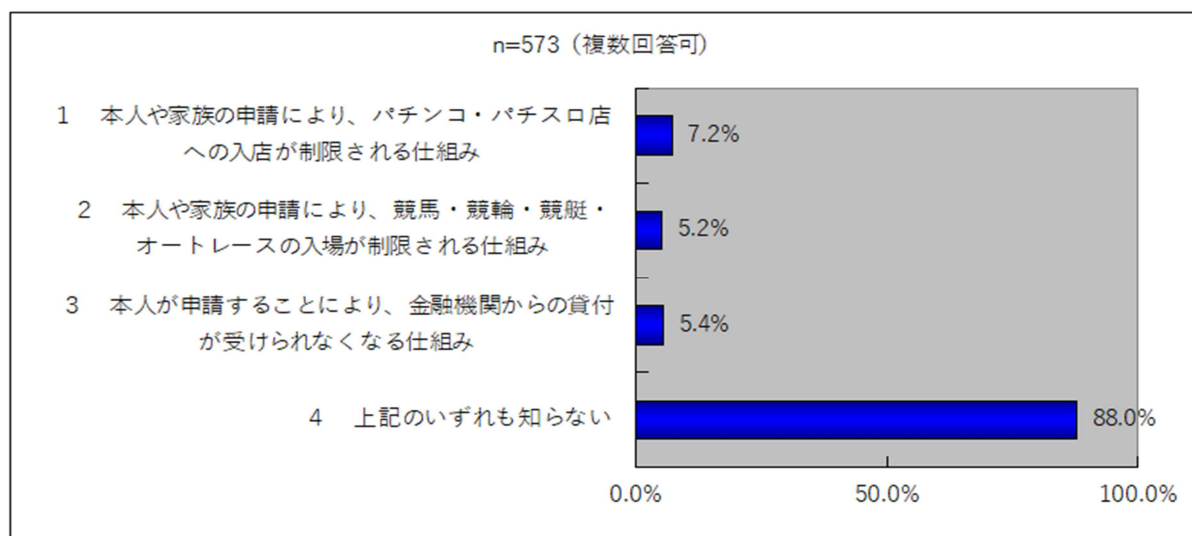
問7 あなたの身近な人の中に、ギャンブルの問題がある(あった)人はいますか。
今はなくとも、過去にギャンブルの問題があった人についても選んでください。
(複数回答可)



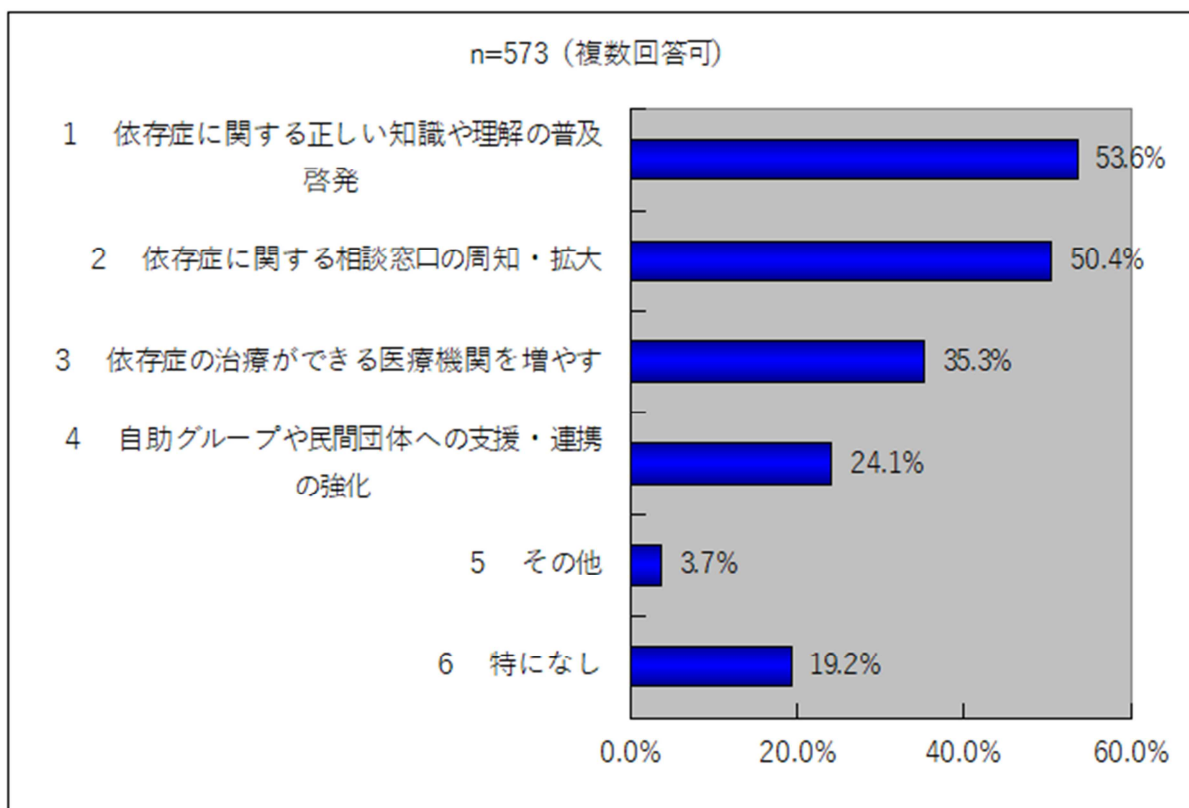
問7-2 問7で選択肢1から8を選択された方に伺います。問7で回答した人のギャンブルの問題からどのような影響を受けましたか。(複数回答可)



問8 ギャンブル依存症対策について、あなたが知っている仕組みを選んでください。(複数回答可)



問9 ギャンブル依存症対策について、行政により一層取り組んで欲しいことを選んでください。(複数回答可)



資料7 第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定経過

年 月 日	策 定 経 過	備 考
令和5年9月27日	第1回静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会	会長選出、 計画骨子の説明、 協議
10月12日	第1回静岡県依存症対策連絡協議会	計画骨子の説明、 協議
12月27日 ～ 令和6年1月24日	パブリックコメント 実施	協議会委員にて 素案協議の上実施
2月28日	第2回静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会	計画案の協議、決定
3月29日	第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画公表	

資料8 ギャンブル等依存症対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年10月5日施行）及びギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成31年4月19日閣議決定）を受け、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進することを目的として、静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県のギャンブル等依存症対策に係る計画の策定に関すること。
- (2) (1)の計画の進捗状況の評価に関すること。
- (3) その他ギャンブル等依存症対策を推進するために必要な事項に関すること。

(組織及び役員)

第3条 協議会は、ギャンブル等依存症に関連する団体の推薦を受けた者、学識経験者、行政機関（静岡県保健所長会を除く。）、教育委員会及び警察本部からなる委員で組織する。

- 2 協議会に会長をおき、会長は、委員の互選によって定める。
- 3 協議会の議長は、会長が行う。
- 4 協議会の副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。
- 5 議題の内容によっては委員を追加することができる。
- 6 県の関連行政機関は必要に応じて協議会に出席する。
- 7 協議会は、静岡県依存症対策連絡協議会のギャンブル等依存症部会に位置づける。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中の委員の欠員による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部障害者支援局障害福祉課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

資料9 ギャンブル等依存症対策連絡協議会委員

(敬称略、◎は会長)

区分	所属・役職	氏名
医療関係	聖明病院 院長	古川 愛造
自助	GA静岡グループ	塚本 寿高
自助	ギャンブル等依存症の家族の自助グループ	鈴木 伸夫
関係事業者	浜名湖競艇事業団 総務課 課長補佐	澤木 梓
関係事業者	静岡市公営競技事務所 所長	三浦 章由
関係事業者	浜松市公営競技室 室長	池野 聡明
関係事業者	伊東市公営競技事務所長補佐兼事業係長	菊池 源之
関係事業者	静岡県遊技業協同組合 理事長	富田 直樹
学識	静岡福祉大学社会福祉学部 教授	◎長坂 和則
司法	静岡県弁護士会	青柳 恵仁
司法	静岡県司法書士会	渡邊 直人
法務	静岡保護観察所長	石井 法子
行政	静岡県県民生活課長	望月 希世美
行政	静岡県精神保健福祉センター所長	内田 勝久
行政	静岡県保健所長会 御殿場保健所長	馬淵 昭彦
教育	静岡県教育委員会健康体育課長	夏目 伸二
警察	静岡県警察本部生活保安課長	佐々木 晴彦

資料 10 ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）

目次

- 第一章 総則(第一条—第十一条)
- 第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等(第十二条・第十三条)
- 第三章 基本的施策(第十四条—第二十三条)
- 第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部(第二十四条—第三十六条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

(基本理念)

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対

する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者(第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。)は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等(発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。)に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題(ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。)に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画(以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画(以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第百九号)第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときに

は、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。)、保健所、消費生活センター(消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。)及び日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。)における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合

ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かななければならない。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
- 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国务大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者(第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。)をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長

- 二 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十一条の特命担当大臣

- 三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

- 四 総務大臣

- 五 法務大臣

- 六 文部科学大臣

- 七 厚生労働大臣

- 八 農林水産大臣

- 九 経済産業大臣

- 十 国土交通大臣

- 十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するも

のを、適時に提供しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議(次条において「関係者会議」という。)を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

- 2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

資料 11 ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議

平成三十年七月五日
参議院内閣委員会

ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応すべきである。

- 一 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づくギャンブル等依存症対策の実効性を最大限確保するため、徹底したPDCAサイクルに基づく取組を推進すること。
- 二 政府は、本法の基本理念にのっとり、包括的なギャンブル等依存症対策の必要性について留意しつつ、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に際しては、啓発を含む広告及び宣伝の在り方、入場管理の在り方、本人や家族の申告に基づく利用制限の在り方、相談窓口の在り方、インターネット投票における対応の在り方等を検討すること。
- 三 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定及び施策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症の患者等の支援等を始めとする取組の実態を十分に調査の上、必要とされる対策を検討すること。
- 四 本法第七条に定める関係事業者は、本法がギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくするためのものであることを踏まえ、その事業活動を行うに当たっては、ギャンブル等依存症の予防等に可能な限り配慮すること。
- 五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。
- 六 政府は、ギャンブル等依存症対策とアルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図りつつ、適切な予算の策定を行うよう配慮し、ギャンブル等依存症対策を着実に進めるための予算の確保に努めること。
- 七 政府は、ギャンブル等依存症が適切な治療と支援により回復が可能な疾患であることなど、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図ること。
- 八 政府は、ギャンブル等依存症対策に係る連携協力体制の整備について、民間団体の取組と地域における公的機関との連携が確保されるものとなるよう、必要な施策を検討すること。

- 九 政府は、ギャンブル等依存症の治療に有効な薬物、治療方法や早期介入技法など、診断、治療、支援の方法に関する研究を推進するために、必要な措置を検討すること。
- 十 政府は、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の運営に当たっては、本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の意見を十分に聴取すること。
- 十一 警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

富国 有徳の美しい “ふじのくに”



Shizuoka Prefecture

第2期静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画

2024年3月

静岡県健康福祉部障害者支援局
障害福祉課精神保健福祉班

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-2920

E-Mail seisin@pref.shizuoka.lg.jp